

包括外部監査結果報告書

高知市保育所事業に関する財務事務の執行について

高知市包括外部監査人

武田裕忠

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
	(1) 外部監査対象	1
	(2) 外部監査対象期間	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の方法	1
	(1) 監査の観点	1
	(2) 主な監査手続き	2
5	外部監査の実施時期	2
第2	外部監査の結果	3
1	保育制度の概要	3
	(1) 保育所の目的	3
	(2) 保育所の種類	3
	(3) 保育所の設備と運営	4
	(4) 保育所の設置運営の財源	4
2	高知市の保育事業の概要	5
	(1) 経営主体別概要	5
	(2) 認可外保育施設の状況	6
	(3) 保育所における障害児保育の概要	7
3	財務の状況	7
	(1) 平成15年度保育行政費	7
	(2) 平成15年度保育所歳入歳出の概要	8
	(3) 民営保育所計算書類集計	10
	(4) 市営民営経費比較表分析	13
	(5) 人件費比較分析	13
	(6) 保育士の年齢構成について	16
	(7) 貸借対照表分析	17
4	保育料について	19
	(1) 保育料の納期限の設定について	19
	(2) 保育料の滞納に対する差押え等有効・適切な措置について	20
	(3) 早出・居残り保育と延長保育の実施	21
5	補助金について	23
	(1) 高知市民営保育所協議会との確認事項について見直しを行うべきもの	23
	(2) 民間児童福祉施設特別委託金について	25
	(3) 補助金交付要綱に沿った合規の処理について	26

(4) 民営保育所運営等に関する補助について	2 6
(5) 補助事業完了後における補助金交付手続について	2 8
(6) 具体的な事業実績報告による補助効果の検証・評価について	3 0
(7) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の遵守について	3 0
(8) 定員と実入所児童数に著しく差のある保育園について	3 1
6 . 委託料について	3 2
(1) 保育所園舎の耐震診断等の計画的な実施について	3 2
(2) 市営保育所の合併浄化槽維持管理業務委託契約について	3 5
(3) し尿浄化槽の維持管理業務について	3 6
(4) 機械警備委託契約の競争性について	3 7
(5) 機械警備報告書内容について原因を究明すべきもの	3 8
(6) 消防用設備保守点検について一括して競争入札に付すべきもの	3 9
(7) 収集車両を基礎に積算すべきもの	3 9
7 . 物品管理について	3 9
(1) 現物の管理状況について	3 9
(2) 物品台帳の取得価格について	4 0
8 . 施設改修計画について及び保育所の統廃合について	4 0
(1) 園舎の老朽化について	4 0
(2) 保育所の統廃合について検討すべきもの	4 1
(3) 幼稚園の遊休施設の有効利用について	4 4
9 . 保育ニーズへの対応について	4 5
(1) 市営保育所における一時保育について	4 5
(2) 保育所の地域との交流について	4 6
(3) 自由契約園児について	4 7
(4) 待機児童について	4 8
第3 利害関係	5 1
包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	5 2
1 . 保育士の計画的採用について	5 2
2 . 幼稚園の遊休施設の有効利用について	5 2
3 . 補助金について	5 2
4 . 老朽施設について	5 2
参考資料	5 4

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

高知市保育所事業に関する財務事務の執行について

(2) 外部監査対象期間

平成15年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

但し、必要に応じて平成14年度以前及び平成16年度についても対象とした。

3. 事件を選定した理由

高知市における未就学児童数は平成14年度から平成16年度にかけて若干減少しているのであるが、保育所入所希望児童数及び入所児童数はともに増加の傾向を示すとともに、待機児童数はほぼ倍増しており保育に対する需要の増加傾向が示されている。一方で平成16年度当初において市営21保育所のうち14園ではいわゆる定員割れの状態にある。

また、市営21保育所のうち13園は木造であり、築後30年以上経過した園も7園あり老朽化が著しく進んでいると思われる。地震対策等も考慮すると、今後の施設の更新に際しての財政の負担が相当に多額化することが予想される。

さらに、少子化や核家族化は保育所の役割に変化をもたらしており、地域の子育てや家庭の支援に対するニーズがクローズアップされるようになってきている。

保育の重要性が増加しニーズが多様化する中で、施設の更新を含め高知市の保育事業が有効に効率的におこなわれているかを検証する事は重要であると判断し、「高知市保育所事業に関する財務事務の執行」を特定の事件として選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の観点

以下の各項目について、地方自治法その他関係法令に従い、高知市保育事業にかかる財務及び経営管理が適正かつ効率的になされているかについて監査した。

会計処理は適切になされているか。

資産管理は、適切になされているか。

保育料の徴収事務は適切かつ効率的に執行されているか。

契約事務は効率性を考慮しながら適切に執行されているか。

補助金の交付申請から補助金の交付決定及び実績報告に至る補助金交付関連事務手続きは合規的に公平かつ効率的に行われているか。

保育ニーズへの対応は、迅速かつ適切になされているか。

その他保育事業に係る業務は、適正かつ効率的におこなわれているか。

(2) 主な監査手続き

高知市保育事業の概況を把握するため、市政あんない、高知市子育て支援計画、保育所一覧、定期監査資料等を入手し、主として担当課長から所管業務の概要を聴取するとともに、9カ所の保育所を視察した。

資産の管理状況を検証するため、現物と固定資産台帳等との照合確認及び現地の視察を行った。

保育料の調定から徴収、さらに未収入金の管理状況を検証するため、調定に関する書類を通査するとともに、滞納に対する手続きの妥当性、効率性を関係書類の査閲及び担当者からの説明聴取により検討した。

契約事務の執行状況を検証するため、契約一覧表により、主要契約の概要を把握するとともに、主に契約金額を基準に選定した個々の契約について契約手続きの妥当性、効率性を関係書類の査閲及び担当者からの説明聴取により検討した。

補助金について、各々、交付申請から補助金の交付決定及び実績報告に至る補助金交付関連事務手続きの合規性、透明性、公平性及び補助金自体の有用性について検証するため、補助金調により概要を把握するとともに、個々の補助金の補助金交付関連事務手続の状況を関係書類の査閲及び担当者からの説明聴取により検討した。

その他、保育事業に係る業務及び報告の適正性、効率性を検証するため、統計資料等を分析するとともに、証憑書類等の照合を行った。

5. 外部監査の実施時期

平成16年8月20日から平成17年3月3日まで

第2 外部監査の結果

1. 保育制度の概要

(1) 保育所の目的

保育所は保護者の就労、疾病、その他の理由により家庭において乳幼児の保育ができない場合(「保育に欠ける」という)に保護者からの委託を受けて、その乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。

また保育所は、通所する乳幼児の心身の健全な発達を図る役割も有している。

(2) 保育所の種類

保育所の種類にはいくつかの分類方法があるが代表的な分類として、都道府県知事等の設置認可の有無からの分類と、設置運営主体からの分類がある。

都道府県知事等の認可の有無からの分類

保育所等が一定の基準を保持して入所児童の福祉を確実に保障できるようにするため、設置しようとする社会福祉法人等は、都道府県知事等の認可を得て(市町村が設置しようとする場合はあらかじめ都道府県知事等に届け出て)保育所等の児童福祉施設を設置することができることとされている(児童福祉法第35条第3項、第4項)。

この認可を受け運営費等の支給を受けて運営されているものを「認可保育所」といい、それ以外のものを「認可外保育施設」といっている。「認可外保育施設」は「無認可保育所」ともいわれている。

今回の外部監査では「認可保育所」を対象としており、以下保育所といった場合はこの「認可保育所」を意味している。

設置運営主体からの分類

保育所を誰が設置し、誰が運営しているかにより、保育所はいくつかに分類することが出来る。一般的には設置主体と運営主体は同一であり、市町村が設置し運営しているものを「公立公営保育所」、それ以外のもので設置し運営しているものを「私立民営保育所」という。高知市においていわゆる「市営保育所」は「公立公営保育所」であり、「民営保育所」は「私立民営保育所」である。なお、本報告においては前者を「市営保育所」後者を「民営保育所」として統一的に表記することとした。

また、理論的には設置主体と運営主体のマトリクスからすれば、「公立民営保育所」と「私立公営保育所」が考えられるが、実態として「私立公営保育所」は今のところ存在しておらず、「公立民営保育所」はその数が非常に僅少であり、高知

市ではかつて 20 園を越えて「公立民営保育所」が存在したが、民立民営化を進め現在は存在しない。

(3) 保育所の設備と運営

先にふれた「認可保育所」は、設置時及びその後において、常に児童福祉法第 45 条第 1 項の規定に基づき制定されている「児童福祉施設最低基準」に定める設備と運営の基準に適合していなければならない。この最低基準の概要は次のとおりである。

備えるべき部屋等の種類や面積。避難路に関する事項や非常警報設備に関する事項

保育所に配置すべき職員の種類、人数に関する事項

保育時間に関する事項

自由遊び、昼寝、健康状態の観察、服装の検査等の保育の内容に関する事項

保護者との密接な連絡等

以上の設備及び運営の基準は、設置後においても常時遵守されていることが必要であり、その遵守状況について、定期的に都道府県知事等の監督指導を受け、基準に達しないときは必要な改善勧告、改善命令、更には事業の停止、施設設置認可の取消等の処分を受けることがある。

(4) 保育所の設置運営の財源

保育所の設置運営の財源は、保育所の建物等の設備に要する経費である整備費と保育所を運営するために要する経費である保育所運営費の 2 つに大別される。

整備費

本来、設置主体が負担するが、国や都道府県・市町村、民間団体の補助制度がある。

保育所運営費

運営費の内容は、人件費、事業費、管理費等から成り立っているが、保護者負担金の他に、国が 1/2、都道府県が 1/4、市町村が 1/4 の割合の負担を財源として、児童の年齢区分と施設定員規模、施設所在地の地域区分等に応じて、児童 1 人当たりの月額単価（保育単価）により、市町村から支弁される。

なお、高知市のような中核市においては、都道府県負担分も市が負担することになる。

2. 高知市の保育事業の概要

(1) 経営主体別概要

高知市の保育所を設置・経営形態別に分類し全国の傾向と比較したものが(表2-1)の「設置・経営形態別施設数」である。このデータによれば、現在全国的に推進されている保育所の民営化ということについて高知市は非常に進んでいるという結果になっている。これは、高知市が従来から、保育行政を重点的におこなってきたこと、その際、民営保育所を活用するといった手法を採ったことによるものと思われる。

(表2-1)の「設置・経営形態別施設数」

設置形態	全 国		高知市		中核市	
	施設数	割 合	施設数	割 合	施設数	割 合
市立市営	12,136	54.4%	21	26.6%	752	37.7%
民立民営	10,155	45.6%	58	73.4%	1,243	62.3%
合 計	22,291	100%	79	100%	1,995	100%

- 1 数値は平成15年度のものである。また高知市の保育所数はへき地保育所2園を除いた数値である。
- 2 中核市については適切なデータが入手できなかったため、平成13年度の数値を参考に記載した。

また、高知市の保育所の経営主体別の規模や入所児童数の概要は(表2-2)「経営主体別概要」のとおりである。平成15年4月1日現在において、高知市では8,661人が保育所に入所しており、このうち2,177人(率にして25.1%)の児童が市営保育所に入所している。定員に対する実入所者の状態は、市営保育所においては、278人の不足になっているのに対して、民営保育所においては154人の超過になっており、全体では124人の定員不足になっている。

一方、高知市の保育所全体では常勤で1,402人の職員が働いているが、このうち389人(率にして27.7%)が市営保育所で働いている。このことについての詳細な分析は別の項に譲るが、市営保育所に対して民営保育所の運営が効率的におこなわれている可能性をうかがわせる状態となっている。

(表2-2) 経営主体別概要

(H15.4.1現在)

区 分		市営保育所		民営保育所		計
		数	構成比	数	構成比	数
施設数		21 園	26.6%	58 園	73.4%	79 園
施設 面積	土地	48,899.16 m ²	34.7%	92,053.32 m ²	65.3%	140,952.48 m ²
	建物	16,366.73 m ²	30.7%	37,012.13 m ²	69.3%	53,378.86 m ²
定員 A		2,455	27.9%	6,330	72.1%	8,785
入 所 児 童 数 B	合計	2,177	25.1%	6,484	74.9%	8,661
	0 歳	82	25.4%	241	74.6%	323
	1 歳	246	21.9%	879	78.1%	1,125
	2 歳	375	24.6%	1,151	75.4%	1,526
	3 歳	488	25.6%	1,419	74.4%	1,907
	4 歳	482	25.8%	1,389	74.2%	1,871
	5 歳	504	26.4%	1,405	73.6%	1,909
差 (B - A)		-278	-	154	-	-124
差の内訳超過		14	-	299	-	313
差の内訳不足		-292	-	-145	-	-437
職 員	園長	21 人	26.6%	58 人	73.4%	79 人
	保育士	294 人	27.6%	772 人	72.4%	1,066 人
	その他	74 人	28.8%	183 人	71.2%	257 人
	計	389 人	27.7%	1,013 人	72.3%	1,402 人

1 ヘキ地保育所は除く。

2 パート職員は除く。

(2) 認可外保育施設の状況

高知市においては認可保育所の他に、平成15年6月時点において47カ所の認可外保育施設の状況を「運営状況報告」等により把握している。これらの施設では、800人超の児童を保育しているものと見られる。

認可外保育施設は都道府県知事等への事業開始の届出、運営状況の報告等が義務付けられ、事業停止命令、改善勧告及びこれに従わない場合の公表等により指導監督されている。

なお、高知市では、保育を必要とする乳児及び1・2歳児が認可外保育施設に入所している実態から、「ほのぼの保育事業」として一定の要件を満たす施設に対して、援護費を支給している。その状況は(表2-3)「認可外保育施設補助状況」のとおりである。

(表 2-3) 認可外保育施設補助状況

年 度	対象施設数	定員（人）	職員（人）	補助金額（円）
12	19	600	118	34,252,400
13	19	654	143	38,790,000
14	19	639	148	30,410,400
15	17	590	102	31,341,850
1人あたり補助月額				
乳 児 16,000 円 1・2 歳児 4,000 円				

(3) 保育所における障害児保育の概要

(表 2-4) 「障害児の入所数と加配保育士」は、高知市の保育所における障害児の受け入れ状況、及び障害児保育加配保育士の状況である。

入所障害児総数 139 人のうち 61 人 (43.9%) が市営保育所に入所しており、障害児保育については市営保育所が大きな部分を担っていることがわかる。

(表 2-4) 障害児の入所数と加配保育士 (H16.4.1)

(単位：人)

設置形態	障害児入所 保育所数	年齢別障害児入所数				加配 保育士数
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計	
市立市営	18	5	11	45	61	61
民立民営	38	8	21	49	78	72
合 計	56	13	32	94	139	133

3. 財務の状況

(1) 平成 15 年度保育行政費

高知市子ども福祉課所管のへき地保育所を除く市営民営全 79 保育所に掛かる行政費が (表 3-1) 「平成 15 年度保育行政費」である。

この表によれば、平成 15 年度において高知市の保育所の運営に要した運営費は総額 8,686,595 千円に上っている。そのうち、2,920,552 千円が市営保育所の運営費であり、5,766,043 千円が、民営保育所の運営費である。このことは、全体の 25.6% の児童を保育する市営保育所の運営に全体の 33.7% の運営費を要しているということである。

さらに、平成 15 年 4 月時点の園児数は、市営保育所で 2,177 名、民営保育所で 6,484 名であるため、園児 1 人当たりでみた負担額は、市営保育所が約 134 万円で

あるのに対して民間保育所では約 89 万円と、民間保育所に対し市営保育所の運営効率が低い状態にあることをうかがわせる結果となっている。なお、この原因の詳細は後ほど検討する。

(表 3-1) 平成 15 年度保育行政費

(単位:千円)

区分		事業費			実支弁額の財源内訳		
		実支弁額	国基準 支弁額	差引市負担	国庫負担金	保育料	市一般財源
運営費	市営	2,920,552	1,427,074	1,493,478	417,532	532,225	1,970,795
	民間	5,766,043	4,993,266	772,777	1,591,643	1,628,525	2,545,875
	計	8,686,595	6,420,340	2,266,255	2,009,175	2,160,750	4,516,670
施設整備費	市営	17,987	0	17,987	6,429	0	11,558
	民間	106,156	0	106,156	24,969	0	81,187
	計	124,143	0	124,143	31,398	0	92,745
計		8,810,738	6,420,340	2,390,398	2,040,573	2,160,750	4,609,415

へき地保育所は除く。

財源別に見ると、市が負担した保育事業費は 4,516,670 千円であり、そのうち、1,970,795 千円が市営保育所の運営費であり、2,545,875 千円が、民間保育所の運営費である。総額では、民間保育所に係る負担額が市営保育所の負担額と比較して、約 6 億円上回っている。

なお、事業費の実支弁額 8,686,595 千円と国基準支弁額 6,420,340 千円の差額の約 23 億円は、国の基準を上回って高知市が独自に負担している費用である。

(2) 平成 15 年度保育所歳入歳出の概要

市営保育所 21 園全体の平成 15 年度の歳入と歳出を項目別に明らかにした収支表の要約が(表 3-2)「市営保育所歳入歳出概要」であり、同じく民間保育所 58 園全体に関する、高知市子ども福祉課の歳入と歳出を要約した収支表が(表 3-3)「民間保育所歳入歳出概要」である。

収支の詳細である市営保育所歳入歳出明細表及び民間保育所歳入歳出明細表は、参考資料として本報告書末尾に掲載してある。

なお、(表 3-1) 及び(表 3-2) にはへき地保育所 2 園に係る歳入歳出は含まれていないが、今後の分析においても、原則的にこの 2 園は含めないで分析している。

市営と民間に共通して、この表の歳入の部における大科目の「負担金」は、保護者から徴収した保育料であり、国庫からの負担金や補助金の受け入れとともに、主な歳入要因となっていることがわかる。

一方、歳出をみると、市営保育所の「市立保育所費」の内訳は、人件費や需用費等の形態別の支出項目となっているが、民営保育所は「民間保育所費」や「児童措置費」という費目名で集計されており、人件費等の形態別の支出項目では集計されていない点両者は大きく異なった表示内容になっている。これは、市営保育所が市の直営であるのに対して、民営保育所は市の委託料及び各種補助金等を受けた民間の社会福祉団体等により、独自に運営されているためであり、(表3-3)中の民営保育所の「民間保育所費」や「児童措置費」は、民営保育所に対して市が支出する委託料や補助金等の額であり、市にとってはそれが民営保育所に係る負担であることを示している。

(表3-2) 市営保育所歳入歳出概要

(単位：円)

歳入の部	金額	1園当たり	1人当たり
負担金	(593,258,600)	(28,250,410)	(272,512)
手数料	(224,700)	(10,700)	(103)
国庫負担金	(406,323,965)	(19,348,760)	(186,644)
国庫補助金	(16,810,000)	(800,476)	(7,722)
雑入	(19,300,422)	(919,068)	(8,866)
計	1,035,917,687	49,329,414	475,847
歳出の部	金額	1園当たり	1人当たり
市立保育所費	(2,938,196,982)	(139,914,142)	(1,349,654)
人件費	2,582,761,714	122,988,653	1,186,386
需用費	278,510,245	13,262,393	127,933
その他	76,925,023	3,653,096	35,335
計	2,938,196,982	139,914,142	1,349,654
差引	-1,902,279,295	-90,584,728	-873,807

へき地保育所は除く。

(表 3-3) 民営保育所歳入歳出概要

(単位：円)

歳入の部	金額	1園当たり	1人当たり
負担金	(1,775,922,423)	(30,619,352)	(270,720)
手数料	(522,600)	(9,010)	(80)
国庫負担金	(1,524,000,000)	(26,275,862)	(232,317)
国庫補助金	(88,097,000)	(1,518,914)	(13,429)
計	3,388,542,023	58,423,138	516,546
歳出の部	金額	1園当たり	1人当たり
民間保育所費	(841,067,173)	(14,501,158)	(128,211)
負担金補助及び交付金	841,067,173	14,501,158	128,211
児童措置費	(5,031,393,230)	(86,748,159)	(766,981)
委託料	5,031,393,230	86,748,159	766,981
計	5,872,460,403	101,249,317	895,192
差引	-2,483,918,380	-42,826,179	-378,646

(3) 民営保育所計算書類集計

業務の効率性を、民営と市営の保育所で比較するためには、民営保育所についても、形態別の支出項目を検討する必要がある。そのため民営保育所 58 園に関して、運営する社会福祉法人等の収支計算書(以下、「計算書類」という)を集計したものが(表 3-4)「旧基準等に従って計算書類を作成している法人の収支表」及び(表 3-5)「新基準に従って計算書類を作成している法人の収支表」である。

なお、計算書類の作成に関して、28 の法人と 1 の個人(33 園を経営)は旧社会福祉法人会計基準または公益法人会計基準に従っており、21 の法人(25 園を経営)は新社会福祉法人会計基準に従っているためそれぞれ別に集計した。旧基準等に従って計算書類を作成している法人の収支表が(表 3-4)で、新基準に従って計算書類を作成している法人の収支表が(表 3-5)である。

(表 3-3)の「民間保育所費」及び「児童措置費」の歳出合計は、約 59 億円であるが、これは各民営保育所運営主体の収入となり、(表 3-4)の「運営費収入」及び「補助金収入」並びに(表 3-5)の「運営費収入」、「経常経費補助金収入」及び「施設整備等補助金収入」の合計金額約 59 億円とほぼ対応している。(表 3-4)及び(表 3-5)の支出項目をみることで、民営保育所に関して、市の負担した保育費がどのように使われたかがわかる。

(表3-4) 旧基準等に従って計算書類を作成している法人の収支表

(単位：円)

収支計算書	合計	1園あたり	1人あたり
運営費収入	2,776,885,300	84,148,039	780,901
補助金収入	445,617,004	13,503,546	125,314
利用者負担金収入	20,781,979	629,757	5,844
寄付金収入	7,753,279	234,948	2,180
受取利息配当金収入	5,423	164	2
繰入金収入	4,823,478	146,166	1,356
雑収入	23,802,102	721,276	6,694
引当金戻入	25,418,295	770,251	7,148
収入計	3,305,086,860	100,154,147	929,439
収支計算書	合計	1園あたり	1人あたり
人件費支出	2,555,395,066	77,436,214	718,615
事務費支出	251,801,602	7,630,352	70,810
事業費支出	397,615,224	12,048,946	111,815
元利償還金	10,229,217	309,976	2,877
繰入金支出	5,800,631	175,777	1,631
引当金繰入	46,597,445	1,412,044	13,104
固定資産取得費	1,722,000	52,182	484
積立金繰入	750	23	0
支出計	3,269,161,935	99,065,513	919,337
当期繰越金	35,924,925	1,088,634	10,103

(表3-5)新基準に従って計算書類を作成している法人の収支表

(単位:円)

事業活動収支計算書	合計	1園当たり	1人当たり
事業活動収支の部			
運営費収入	2,245,895,800	89,835,832	767,041
私的契約利用料収入	8,272,820	330,913	2,825
経常経費補助金収入	341,283,128	13,651,325	116,558
寄付金収入	7,136,533	285,461	2,437
雑収入	34,486,298	1,379,452	11,778
引当金戻入	465,363	18,615	159
借入金元金償還補助金収入	17,880,800	715,232	6,107
国庫補助金等特別積立金取崩額	48,989,571	1,959,583	16,731
事業活動収入計	2,704,410,313	108,176,413	923,637
人件費支出	1,998,720,056	79,948,802	682,623
事務費支出	166,514,870	6,660,595	56,870
事業費支出	310,673,105	12,426,924	106,104
減価償却費	108,615,915	4,344,637	37,096
引当金繰入	10,177,114	407,085	3,476
事業活動支出計	2,594,701,060	103,788,042	886,168
事業活動収支差額	109,709,253	4,388,370	37,469
事業活動外収支の部			
借入金利息補助金収入	2,774,739	110,990	948
受取利息配当金収入	282,399	11,296	96
経理区分間繰入金収入	181,539,461	7,261,578	62,001
事業活動外収入計	184,596,599	7,383,864	63,045
借入金利息支出	3,999,044	159,962	1,366
経理区分間繰入金支出	181,133,304	7,245,332	61,862
事業活動外支出計	185,132,348	7,405,294	63,228
事業活動外収支差額	-535,749	-21,430	-183
経常収支差額	109,173,504	4,366,940	37,286
特別収支の部			
施設整備等補助金収入	58,119,693	2,324,788	19,850
国庫補助金積立金取崩額	5,753,680	230,147	1,965
特別収入計	63,873,373	2,554,935	21,815
固定資産売却損・処分損	5,102,004	204,080	1,742
国庫補助金等特別積立金積立額	149,176,898	5,967,076	50,948
特別支出計	154,278,902	6,171,156	52,691
特別収支差額	-90,405,529	-3,616,221	-30,876
当期活動収支差額	18,767,975	750,719	6,410
繰越活動収支差額の部			
前期繰越活動収支差額	777,851,843	31,114,074	265,660
当期末繰越活動収支差額	796,619,818	31,864,793	272,070
その他の積立金取崩額	23,000,000	920,000	7,855
その他の積立金積立額	42,200,000	1,688,000	14,413
次期繰越活動収支差額	777,419,818	31,096,793	265,512

(4) 市営民営経費比較表分析

これらの集計結果を、表示されている費目を基準に集計分類して比較したものが(表3-6)「市営民営経費比較表」である。

この比較によれば、支出の構成では、人件費の割合が非常に大きいことがわかる。すなわち、民営保育所では人件費は支出の80.2%を占め、市営保育所に至っては87.9%と支出の大部分が人件費となっている。

人件費以外の支出について園児1人あたりで見ると市営保育所が163千円に対し民営保育所が173千円と市営保育所が若干少なくなっている。このことは民営保育所では福利厚生費、広報費、損害保険料等の負担があるためと思われる。なお、民営保育所では、雑費といった内容が明確でない費目で園児1人あたり11千円の支出があり、公益性の高い社会福祉法人の決算報告としては透明性が低くなる傾向があり、可能な限り明瞭な費目で処理するよう各法人を指導する必要がある。

また、給食費については全体的な傾向分析にとどまり全保育所を個別に対象としての詳細な分析は出来なかったが、園児1人あたりで見ると市営保育所が72千円に掛かっているのに対し民営保育所は65千円と約1割少ない支出となっている。市営保育所は政策的に近隣地域から食材を調達しているのに対し、民営保育所は市場等に直接出向いて食材を調達しているところもあること等が市営保育所の給食費が高めの傾向を示す原因のひとつとも考えられるが、今回の監査においては明確な理由を解明することはできなかった。今後の、各保育所に対するヒアリング等の機会を利用して、情報を収集されたい。

(5) 人件費比較分析

平成15年度の人件費は、市営保育所の職員に係る市の歳出が2,582,761千円で、民営保育所での発生額は4,554,115千円であった。

人件費の、全体の支出または事業活動支出に占める割合は、市営保育所で87.9%、民営保育所のうち旧会計基準等に従っている法人で78.2%、同じく新会計基準に従っている法人で77.1%であり、それぞれの支出のほとんどを占めている。

さらに、園児1人あたりでみた人件費の金額は、市営保育所で約118万円であるが民営保育所では、70万円前後であり、この格差が、先に指摘した市の負担額の差につながっていることがわかる。

この格差の原因を探るため、へき地を除く市営保育所及び各法人本部部門を除く民営保育所のそれぞれの個別の園について、園児数、職員数、人件費金額、職員1人あたり人件費、園児1人あたり人件費及び職員の平均年齢をまとめたものが「市営保育所の保育所別の人件費基礎データ」及び「民営保育所の保育所別の人件費基礎データ」であるが、参考資料として本報告書末尾に掲載してある。

(表3-6)市営民営経費比較表

(単位：円)

設置形態	民営保育所 58 園 6,484 人				市営保育所 21 園 2,177 人				園児 1 人あたり
	費目	構成比	1 園当たり	1 人あたり	構成比	1 園当たり	1 人あたり	民営対市営	
人件費支出	4,554,115,122	80.2%	78,519,226	702,362	2,582,761,714	87.9%	122,988,653	1,186,386	168.91%
人件費以外の計	1,126,604,801	19.8%	19,424,221	173,752	355,435,268	12.1%	16,925,489	163,268	93.97%
給食費	421,925,241	7.4%	7,274,573	65,072	157,369,360	5.4%	7,493,779	72,287	111.09%
消耗品費	214,509,582	3.8%	3,698,441	33,083	52,062,536	1.8%	2,479,168	23,915	72.29%
水道光熱費	117,031,533	2.1%	2,017,785	18,049	58,499,581	2.0%	2,785,694	26,872	148.88%
修繕費	96,921,440	1.7%	1,671,059	14,948	39,244,265	1.3%	1,868,775	18,027	120.60%
賃借料	47,288,292	0.8%	815,315	7,293	7,871,606	0.3%	374,838	3,616	49.58%
印刷製本費	6,494,757	0.1%	111,979	1,002	173,869	0.0%	8,279	80	7.97%
業務委託費	16,479,839	0.3%	284,135	2,542	21,909,920	0.7%	1,043,330	10,064	395.98%
役務費	18,623,461	0.3%	321,094	2,872	12,331,606	0.4%	587,219	5,664	197.22%
旅費交通費	18,276,339	0.3%	315,109	2,819	1,699,120	0.1%	80,910	780	27.69%
福利厚生費	43,925,944	0.8%	757,344	6,775					0.00%
保健衛生費	23,603,658	0.4%	406,960	3,640					0.00%
雑費	73,826,092	1.3%	1,272,864	11,386					0.00%
その他経費	27,698,623	0.5%	477,562	4,272	4,273,405	0.1%	203,495	1,963	45.95%
合計	5,680,719,923	100.0%	97,943,447	876,113	2,938,196,982	100.0%	139,914,142	1,349,654	154.05%

「市営保育所の保育所別の人件費基礎データ」及び「民営保育所の保育所別の人件費基礎データ」によれば、職員の平均年齢は、市営保育所では43.5歳であるのに対し、民営保育所では判明するデータによれば41.2歳であった。

一方、職員1人当たり人件費は、市営保育所が約433万円であるのに対し、民営保育所では約354万円であった。

市営保育所と民営保育所の職員の平均年齢は、市営保育所が民営保育所を2.3歳上回っているが、それは約80万円の給与格差を説明できるほどの差ではないようにみえる。しかし、指摘事項として後に記載した「保育士の年齢構成について」に掲載している表において、市営保育所の保育士の年齢構成が明らかになっており、それによれば、平成16年4月1日時点で、市営保育所では、46歳以上の保育士の全保育士に占める人数割合が約65%にのぼり、このように給与の高い保育士の構成人数が多いため、職員1人当たり平均給与が押し上がっているものと考えられる。比較のため、民営保育所に関しても、46歳以上の保育士の、全保育士に占める人数割合を算出したところ36%であり、民営保育所では、保育士の年齢に偏りがなかったことがわかった。

20歳から勤務すると仮定した場合、20歳から45歳までの中央の年齢は32歳であるため、46歳未満の保育士の平均勤続年数を12年と想定して、また46歳から59歳までの中央の年齢は52歳であるため、46歳以上の保育士の平均勤続年数を32年と想定して両者を比較してみる。

平成15年度高知市の保育士等に関する「標準職務及び昇格基準」及び「基準給給料表」により、それぞれの勤続年数に応じたモデル賃金を推定すると、勤続12年の保育士の基準給与は約24万円であるのに対し、勤続32年の保育士の基準給与は約35万円であり、両者の人件費には相当の開きがある。そのため、上記のようなバランスを欠く保育士の年齢構成が、民営に比較して、市営保育所に係る市の負担が重いことの大きな要因といえる。

よって市営保育所の運営をより効率的にするために、適切な人事制度の運用により、特定の年齢層に偏らない、平準化した保育士等の確保と育成が必要と考える。

また、「市営保育所の保育所別の人件費基礎データ」より、市営保育所での、園児40人から50人規模のところ、園児数に比較して職員数が多く、それによっても園児1人当たりの人件費が押し上がっていることがわかる。

具体的には、たかしろ、宮前、種崎西及び南海の各保育所である。

障害児や低年齢児、養育支援を要する家庭の多いところは多くの保育士を要する等、個々の園の事情により園児と職員の数比較は一概にできないものの、園児1人当たり人件費が150万円を超える園はすべて市営の40人から50人規模の保育所になっており、この規模の保育所が著しく非効率であるといえる。

従って、子ども福祉課において、これらの保育所の職員数が適正であるかどうか

改めて調査、検討した上で、それでもなお、人員の削減が業務上困難である場合は、地域の特殊性等を考慮しながらも、効率性の観点から、40人から50人規模の市営保育所は可能な限り統合し、80人以上の規模で運営する方策を、長期的には検討していくことが望まれる。

(6) 保育士の年齢構成について

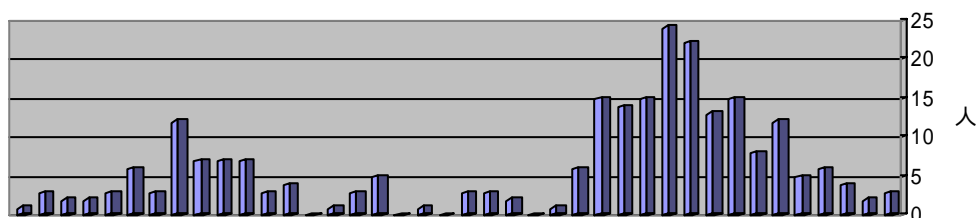
高知市子ども福祉課所管の市営保育所の、平成16年4月1日時点の保育士の年齢別人員構成は(表:3-7)「高知市の市営保育所の年齢別保育士人員構成」の表のとおりである。

(表:3-7) 高知市の市営保育所の年齢別保育士人員構成 (単位:人)

年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
20	1	30	7	40	3	50	22
21	3	31	3	41	3	51	13
22	2	32	4	42	2	52	15
23	2	33	0	43	0	53	8
24	3	34	1	44	1	54	12
25	6	35	3	45	6	55	5
26	3	36	5	46	15	56	6
27	12	37	0	47	14	57	4
28	7	38	1	48	15	58	2
29	7	39	0	49	24	59	3
小計	46	小計	24	小計	83	小計	90
累計	46	累計	70	累計	153	累計	243

それをグラフで示せば、以下のとおりとなる。

平成16年度年齢別保育士人員構成



グラフで明らかなように、年齢構成がアンバランスで45歳から56歳までの人員数に大きなピークがある。定年は60歳のため、今後、約5年後から10年後をピークに多くの人員が定年退職を迎えることになる。一方、高知市の平成16年度の「子

ども未来プラン」では、0歳から14歳の年少人口について、平成16年で約4万6千人であったものが平成21年では約4万5千人になると、緩やかな少子化傾向を予測しているが、不況を背景とした母親の就業機会の増加等により、特に低年齢児の保育ニーズは今後ますます高まるものとしており、保育士の確保と定員の維持が大きな課題となることが予想される。

職員の適正な人員数とバランスのとれた年齢構成は、長期間にわたる適切な人事制度の結果もたらされるものである。

よって、保育を必要とする子どもの増減傾向をあらかじめ予測し、それに過不足なく対応できるように、保育士が採用、育成されているかどうか、また年齢構成がバランスしているかどうか定期的にチェックして、それを採用計画に反映させるような人事のしくみを確立されたい。

(7) 貸借対照表分析

(表3-8) 旧基準等に従って計算書類を作成している法人の要約貸借対照表 (単位:円)

科 目	合 計
流動資産	577,308,885
固定資産	3,066,268,228
合計	3,643,577,113
流動負債	73,929,253
固定負債	99,710,400
引当金	465,241,988
負債の部合計	638,881,641
基金	2,574,407,426
積立金	-92,209,650
繰越金	522,497,696
純資産の部合計	3,004,695,472
合計	3,643,577,113

(表3-9) 新基準に従って計算書類を作成している法人の要約貸借対照表 (単位:円)

科 目	金 額
流動資産	625,679,660
固定資産	2,482,327,762
合計	3,108,007,422
流動負債	100,859,149
固定負債	392,504,698
負債の部合計	493,363,847
基本金	487,870,255
国庫補助金等特別積立金	1,047,760,879
その他の積立金	301,592,623
次期繰越活動収支差額	777,419,818
純資産の部合計	2,614,643,575
合計	3,108,007,422

民営保育所の、(表 3-8)「旧基準等に従って計算書類を作成している法人の要約貸借対照表」及び(表 3-9)「新基準に従って計算書類を作成している法人の要約貸借対照表」から、長年にわたり利益が計上された結果、多額の繰越金等が存在していることがわかる。

その金額は、平成 15 年度末では、旧会計基準等に従っている法人(表 3-8)の繰越金 5 億 2,249 万円と新会計基準に従っている法人(表 3-9)の次期繰越活動収支差額 7 億 7,741 万円の合計で、12 億 9,991 万円にのぼる。平成 15 年度の繰越金等の発生金額は合計で 5,469 万円であった。

高知市の 58 箇所の民営保育所は、49 の法人と 1 個人の計 50 団体により運営されているが、1 団体あたりの繰越金は約 2,600 万円になる。団体ごとの繰越金の状況は(表 3-10)「繰越金の状況」に記載のとおりであるが、繰越金が 2,000 万円未満の団体が 26 団体となっている一方、1 億円を超える団体が 2 団体となっている。

なお、繰越金の最高は約 1 億 3,800 万円であり、最低は 3,090 万円の赤字であった。

繰越金等は、各社会福祉法人等の自助努力によるものとも言えるが、各法人は、市から委託料及び各種補助金等を受け取って、保育所を運営しているものであるから、その意味で必要以上に多額の繰越金が計上されることは望ましいことではない。

子ども福祉課は、各福祉法人等に対して、計上された繰越金等についての、目的積立金化する等の指導を含め、将来の計画を調査するとともに、不必要な繰越金等の発生を防ぐため、補助対象に該当する個々の予算の妥当性を検討するのみではなく、法人全体の収支計画等を深く検討することにより、補助金等の金額を、より厳格に査定することが望まれる。

(表 3-10) 繰越金の状況

(単位：箇所)

繰越金	新基準	旧基準	合計
1 億円 以上	2		2
9 千万円 ~ 1 億円	1		1
8 千万円 ~ 9 千万円		1	1
7 千万円 ~ 8 千万円			0
6 千万円 ~ 7 千万円	1		1
5 千万円 ~ 6 千万円	1		1
4 千万円 ~ 5 千万円	4	1	5
3 千万円 ~ 4 千万円	4	2	6
2 千万円 ~ 3 千万円	2	5	7
1 千万円 ~ 2 千万円		10	10
0 円 ~ 1 千万円	4	10	14
0 円 ~ 0 円			0
- 1 千万円 ~ - 2 千万円	1		1
- 2 千万円 ~ - 3 千万円			0

- 3千万円 以上	1		1
合 計	21	29	50

4. 保育料について

(1) 保育料の納期限の設定について

保育料は、児童福祉法第56条第3項の規定により本人又は扶養義務者から徴収する負担金である（高知市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62.4.25規則第39号）以下「施行規則」という。）。入所と同時に納付義務が生じ、保育料は世帯にかかる税額によって徴収金基準表に基づいて決定される。

その納期限は4月分から6月分までについては当該月の翌月末日、7月分から11月分まで及び1月分から3月分までについては当月の末日、12月分については12月27日とする。ただし、納期限が民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする（施行規則第14条）とされている。

平成16年度上半期におけるD9階層の保育料を例に納期限をみると、（表4-1）「保育料の納期限」のとおりである。

（表4-1）保育料の納期限

月別	納 期 限	保育料（D9階層）	備 考
4月	平成16年5月31日	57,000円	
5月	平成16年6月30日	57,000円	
6月	平成16年8月2日	57,000円	8月中に57,000円×3=171,000円を支払う。
7月	平成16年8月2日	57,000円	
8月	平成16年8月31日	57,000円	
9月	平成16年9月30日	57,000円	

この表でみると、7月末日が土曜日であるため6・7月分の納期限8月2日となり、しかも、8月分が通常の納期限となることから8月中に3か月分保育料171,000円を支払うこととなる。保護者にとって保育料の負担感をますます与える可能性が高い。例えば、平成15年度不納欠損処理についてみると6・7・8月の3か月連続の保育料が不納欠損されているのが散見される。このような上半期の納期限の設定が保護者の滞納を促進する誘因であると推測することもできる。

保育料徴収基準によると、B階層及びC階層については前年度分の市町村民税の額、D階層については前年分所得税の額によって保育料が決定される。したがって、保育料徴収年度の前年度内での課税資料等の提出催促等を行い、早期に保育料を決定し、一定の月に保育料の納期限が集中しないよう納期限の設定について検討改善すべきである。

(2) 保育料の滞納に対する差押え等有効・適切な措置について

高知市の5年間における保育料収入状況についてみると、(表4-2)「保育料過年度分年度別収入状況調べ」のとおり、毎年度92%台の低い収入率で推移している。現年度分収入率は平成13年以降98%の収入率を維持しているものの、過年度分収入率は相当に低く、各年度とも10%前後の収入率である。

この過年度分収入状況について平成15年度における調定額のうち、過年度分調定額に係る賦課年度別調定額に対する収入状況を見ると、(表4-2)のとおり、平成14年度賦課分、すなわち前年度賦課分の滞納額で収入率26.75%、同じく13年度8.68%、同12年度4.01%、同11年度2.95%、同10年度3.04%、同9年度2.91%と滞納2年度目以降については収入率が急激に低下している。長期滞納となると最終的には時効(5年)となって不納欠損処理されることとなる。平成15年度における不納欠損額18,321,480円であるが、(表4-2)のとおり、毎年度同程度の滞納保育料が不納欠損処理されている。

しかしながら、不納欠損処理された事例でみると、6か月から10か月連続して滞納したため児童1人当たり不納欠損額200,000円超のものもあるにもかかわらず、差押え等有効、適切な措置が講じられている事跡が見受けられないのは適正でない。

保育料収入の滞納については、単に5年経過の時効による不納欠損処理を行うことは公平の観点から妥当でないことから差押え等適切な滞納処分(児童福祉法第56条第9号)を行うとともに、必要に応じて保育の解除(条例施行規則第8条第1項第4号)を行う等、有効、適切な措置を講じるべきである。

なお、保育料収入については過年度分の収入率が極度に悪化しているため、如何に現年度分の収入率を上げるかに懸かっている。平成15年度における現年度調定額に対する収入率の低い(95%以下)保育所をあげると(表4-3)「平成15年度における収入率の低い保育所一覧」とおりであるが、これらに対して重点的な取り組みが必要である。

(表4-2) 保育料過年度分年度別収入状況調べ

(単位：円、%)

保育料賦課年度	過年度分年度別 調定額 A	過年度分年度別 収入額 B	過年度分年度別 収入率 B/A
平成14年度	42,801,220	11,447,850	26.75
平成13年度	27,963,880	2,427,300	8.68
平成12年度	25,425,473	1,019,648	4.01
平成11年度	29,132,600	858,000	2.95
平成10年度	28,359,100	860,800	3.04

平成9年度	3,193,180	93,000	2.91
計	156,875,453	16,706,598	10.65

(表4-3) 平成15年度における収入率の低い保育所一覧

(単位：円、人、%)

保育所	調定金額 A	収入額 B	未納額 C = A - B	未納人 員	収入率 D = B / A
市立南海保育所	5,541,200	4,367,900	1,173,300	7	78.83
市立宮前保育所	8,362,100	7,262,600	1,099,500	13	86.85
民営種崎保育所	13,301,000	12,596,000	705,000	5	94.70
民営東山保育所	22,446,000	21,262,500	1,183,500	7	94.73

現年度の収入率95%以下の保育所

(3) 早出・居残り保育と延長保育の実施

早出・居残り保育について

高知市では、昭和53年度より、保護者の勤務等でやむを得ない場合について、従来の保育時間(8時30分～16時30分)の前後で1時間30分から2時間の保育時間を延長し、早出・居残り保育を実施してきた。

保育園によって開所時間が異なるため、若干の差はあるが、参考までに高知市営保育園の早出・居残り保育時間を示すと7時30分から8時30分までの早朝の1時間と16時30分から18時までの居残りの1時間30分の2時間30分で、早出・居残り保育の利用者は無料で利用することができる。

民営保育園で早出・居残り保育を実施する保育園には、高知市単独の事業として、早出・居残り時間に対応するために必要な職員の雇用費を補助金として助成している。

延長保育について

高知市では近年の就労状況等の変化により、さらに保育時間を延長する要望が高まったため、平成10年から、これまでの民営保育所での自主的な取組みや市営保育所での試行実施を踏まえ、7時30分からの早朝保育や19時までの延長保育の実施拡大に取り組んでいる。延長保育の実施園は、現在高知市では市営5園、民営21園の保育園が延長保育を実施している。

延長保育の実施園には、早出・居残りの時間に対する補助金とは別に、年額300,000円を限度とした補助金が助成される。11時間を超える延長保育に係る実

支出額（人件費、給食費等）から延長保育料収入を除いた額が年額 300,000 円の限度額を下回った場合には、その額が補助金額となる。

延長保育実施園にかかる、早出居残り分の補助金と延長保育分の補助金については、国から 1 / 2 の金額が高知市に交付されている。

延長保育料の単価について

市営保育園の延長保育料は所得階層で分けた料金体系になっているが、民営保育園の延長保育料は料金が月額 0 円から 3,000 円と園によって料金が異なっている。延長保育に関する単価の状況および収入の状況は（表 4-4）「平成 15 年度延長保育料単価および収入調べ」のとおりである。

（表 4-4）平成 15 年度延長保育料単価および収入調べ

延長保育料	園 数	延利用者数	延長保育料	備 考
〔市営〕				
所得階層により区分	5 園	7,209	4,382,000 円	
〔民営〕				
0 円	1 3 園	7,290	0 円	
100 円/回	3 園	1,535	280,700 円	
200 円/回	1 園	490	49,500 円	
2,000 円/月	1 園	213	287,000 円	
2,500 円/月	1 園	1,094	685,600 円	
3,000 円/月	1 園	412	618,000 円	
2,000 円/月	1 園	-	-	16 年度より実施
小計	2 1 園	11,034	1,920,800 円	
合計	2 6 園	18,243	6,302,800 円	

高知市においては A：0 円/月、B：400 円/月、C：2,000 円/月の所得階層別単価となっている。

民営保育園の延長保育料の単価は「特別保育事業の実施について」（厚生省児童家庭局長通知（平成 14 年 5 月 21 日雇児発第 0521004 号改正現在））の中の「延長保育実施保育所は、事業を実施するに当たって、あらかじめ保護者負担額を設定すること」を根拠として、民営で延長保育を実施する園は、各園で独自に金額を設定している。

子ども福祉課では、民営保育園の間で料金が異なる理由について、延長保育を実施する園では、実施に必要な経費内訳（人件費、サービスその他の経費）が異なり、延長保育を実施するにあたり、歳出（必要経費）と歳入（補助金や保護者負担金）の額を考慮して負担額を決めているため、市営と民営の間、さらに民営

保育所各園で異なるとしている。

延長保育料の情報提供について

高知市では延長保育の実施園については公表しているが、民間保育園の延長保育料については、保育を利用する保護者向けの冊子「高知市保育所一覧」や高知市のホームページでは各保育園に問い合わせという表示で、積極的に情報提供を行っていない。

しかし児童福祉法では、第 24 条の 5 で「市町村は、保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、保育所の設備及び運営の状況その他厚生労働省令の定める事項に関し情報提供を行わなければならない」としている。

保育所の選択に当たっては料金に関する情報は必要不可欠な情報の 1 つであり、延長保育料に関する情報も、児童福祉法第 24 条の 5 で規定されている、市町村が情報提供すべき情報であると思われる。

延長保育料に関する情報を公表し、保護者が保育所を選択する際の判断材料の 1 つとすべきである。

5 . 補助金について

(1) 高知市民営保育所協議会との確認事項について見直しを行うべきもの

高知市は、「高知市民営保育所に関する補助要綱」(昭和 58 . 4 . 1 から適用、以下「要綱」という。) によって民間保育所を運営する社会福祉法人等の団体等に対して、次のとおり 6 種類の補助金 (平成 14 年度 545,307,642 円) を交付している。

職員給料改善に関する補助 (154,964,000 円)

予備保育士雇用に関する補助 (の補助額に含まれる。)

予備調理員等の雇用に関する補助 (119,292,244 円)

障害児加配保育士の雇用に関する補助 (139,202,482 円)

運営等に関する補助 (10,276,600 円)

早出居残り保育パート職員雇用に関する補助 (121,572,316 円)

この補助要綱についてある程度具体的な部分は以上のとおりである。その他については「補助金等の交付に関する条例」(昭和 29 . 7 . 10 条例第 19 号) で規定している一般的な手続であって、実際、実務的には具体的補助内容については「高知市と高知市民営保育所協議会との確認事項」(昭和 58 . 7 . 1 から適用、以下「確認事項」という。) に委ねるかたちとなっている。

このように実務的には補助金の算定根拠となっても要綱と確認事項とは補助金の種類が同じであるだけで両者の関係については特別な規定もなく、要綱に対する確認事項の位置づけは明確ではない。

確認事項は、高知市と高知市民営保育所協議会との間において高知市民営保育所職員の給料改善等に関する昭和53年3月31日付の確認事項に関して協議し、全ての施設経営者の合意に基づき、以下の基本的事項及び具体的事項について確認したものである。

基本的事項（要旨）

民営保育所職員の給料改善等はその大半を本来国が負担すべきもので、現行の児童福祉法の最低基準及びこれに基づく運営費制度に矛盾があることを互いに認識し、昭和53年3月31日付確認事項における各施設間及び施設内の職員給料の不均衡是正、民間保育所に共通した給料体系の確立を踏まえて、今回、民営保育所の円滑な運営、民営保育所相互間の人件費補助の不均衡是正と適正な補助を目標として検討を行い、一定の結論を得た。

具体的事項

補助対象、補助の種類及び補助の内容として補助の算定根拠等が記載、確認されている。

ところで、この確認事項は昭和53年3月31日付確認事項を踏まえて一定の結論を導いており、その適用は昭和58年4月1日から現在まで続けられているが、確認以降すでに20年を超え、時代も昭和から平成と代わり平成時代も16年が経過している。

その間、保育所の入所等については従来の機関委任事務から団体委任事務となり（S62.4.1）これに伴い保育の実施に関する条例が制定（S62.4.1）されている。また、保育所の入所方式が市町村の措置（行政処分）として入所する仕組みから保護者が保育所を選択する方式に改められ、これに伴い「措置」を「保育の実施」に改めている（H9.6.11）。等、保育行政を取り巻く環境は社会的・経済的にも大きく変貌している。したがって、当該確認事項を補助金算定の根拠とする以上、検討改善する時期的としては遅きに失している感があるが、早急に見直しをすべきである。

補助金は、特定の事務事業に対して公益上必要があると認めて、その事務事業の奨励・促進を図るため反対給付を求めることなく交付される金銭給付である。補助金に既得権化が生じることのないよう、社会経済情勢の推移や行政需要の変化に応じて絶えず公共性の観点から客観的にその必要性を見直すことが要請される。

さらに、補助金を支出するにあたっては規則、要綱等の規程を作成し手続きを明確にして公金支出の公平性や、透明性を確保すべきであるが、高知市における「要綱」と「確認事項」との関係については特別な規定もなく、要綱に対する確認事項の位置づけは明確とは言えない。その位置づけや、補助金自体の必要性の検討を含めて、早急に確認事項の内容の見直しをする必要がある。

(2) 民間児童福祉施設特別委託金について

高知市では、民営の保育所と公立の保育所の給与格差を是正するための補助金として、申請した園に対して、「民間児童福祉施設特別委託金」を支給している。この委託金は、民営保育所の定数内の常勤職員を、勤務年数や資格等で市職員と同等に格付けて、それに基づいた市の基準給与を算出し、それと厚生労働省の設定する保育単価内訳の基準給与等との差額を、市独自の補助金として支給しているものである。補助を受けた各保育所では、原則として市の基準で職員に給与を支払うことになっている。

この「民間児童福祉施設特別委託金」は「高知市民営保育所運営に関する補助要綱」に基づいて支給されるが、支給額算定基準は、「高知市と高知市民営保育所協議会との確認事項」(以下「確認事項」という)で定められている。「確認事項」によれば、保育単価に含まれて国から支給される人件費相当額は、既に別途支給されているため、この補助金を算定する上では、控除されることになっている。また保育単価は、一定の条件のもと、中核市の市長が承認した場合は、一定の率を加算することができることになっており、その加算された部分に含まれる人件費も、市の補助金算定上は控除されることが「確認事項」に記載されている。この保育単価の加算は、保育単価に含まれている「民間施設職員給与等改善費」(以下「民給費」という)の加算であり、『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について』(昭和51年厚生省児童家庭局長通知、平成16年改正)に定められているものを指している。

この民間児童福祉施設特別委託金については、以下の問題点を指摘する。

民間児童福祉施設特別委託金自体の見直しについて

この委託金は、元来旧厚生省の設定した保育単価内訳の基準給与等が、相当に低額と認められることから、高知市が想定する保育の実施を確保する意味もあって支給されているものである。しかし、先にも指摘したように社会経済情勢や行政需要は当初に比較して大きく変化しており、その変化に応じて早急に、民間児童福祉施設特別委託金自体の廃止も含めて抜本的見直しをする必要がある。

現行委託金の支給算定基準について

この委託金は「補助金等の交付に関する条例」を受けて「高知市民営保育所に関する補助要綱」にある程度具体的内容が決められている。さらに具体的補助内容については「確認事項」に委ねられている。

しかし、要綱に対する確認事項の位置づけは明確ではない。公金支出の公平性や、透明性を確保するためにも確認事項のような形式によることなく、「算定基準」等として要綱との関係を明確化すべきである。

現行委託金の支給算定計算過程の問題点について

委託金の支給算定計算過程において「確認事項」では、その加算された人件費分のうち、補助金の算定上控除できるのは80%であり、かつ当面の間66%とされているため、別途、国からの補助等の財源措置があるにもかかわらず、当該保育単価加算分の34%は二重に市から払われているとも考えられる。なお、控除率については見直しを行い、平成16年度では75%に、平成17年度では80%に改められることになっている。

加算された保育単価に含まれる人件費は、あらかじめ国庫負担等で支払われているものであるから、市が払う補助金の算定上は、民給費加算額中の人件費財源額を満額控除できるように、高知市民営保育所協議会との「確認事項」を改正するとともに、補助金の交付額を適正なものとされたい。

なお平成15年度では66%の控除のため、補助金算定上追加で控除すべきと考えられる民給費加算額中の人件費財源額の34%相当額は、支給対象となっている全園合計で約5,500万円に上る可能性がある。

(3) 補助金交付要綱に沿った合規の処理について

高知市は、社会福祉厚生事業費補助金交付要綱により高知市民間保育所労働組合に対して民間保育所職員研修会補助金40,000円を交付している。ところで、同補助金交付要綱によると補助対象団体は、本市の社会福祉厚生事業の推進及び福祉活動の強化改善を図るために事業を実施する団体とされており、これら福祉厚生事業活動をする団体であるということが当該補助金の交付対象の条件である。

しかしながら、当該補助団体は高知市民間保育所労働組合であり、「労働組合とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を主たる目的として組織する団体又はその連合体をいう。」(労働組合法第2条)ことから補助金交付要綱にいう補助対象団体ではないので適切でない。補助金交付要綱に沿った合規の処理を行うべきである。

また、実績報告書をみると収支精算書及び講演メモ等が提出されているが、講師謝礼の領収書等支払を証するものは何も添付されていないので領収書等証拠書類の添付を義務づけるべきである。

なお、講師謝礼等の証拠書類の添付については高知市民営保育所協議会に対する保育の日行事費補助金100,000円についても同様である。

(4) 民営保育所運営等に関する補助について

民営保育所運営等補助金は、高知市民営保育所運営に関する補助要綱による補助金の種類の一つである。その補助率は市長が定め、予算の範囲内で補助するもの(補

助要綱第3条)としているが、具体的には同補助要綱で定める民間保育所職員給料改善に関する補助金等とともに「確認事項」に基づいて補助金の算定が行われている。

前記「確認事項」によると同保育所運営等補助の対象経費は、損害賠償責任保険料等の保育所施設運営経費であり、市が設置した合併浄化槽がある場合の維持管理経費及び調理員等の腸内細菌検査経費が加算される。

その補助金交付額は(表5-1)「平成15年度民間保育所運営等補助金交付額」のとおりであるが、以下のとおり、是正改善すべき事項がある。

(表5-1)平成15年度民間保育所運営等補助金交付額

保育所数	58所
定員	6,330人
損害賠償責任保険料等施設運営経費の補助	7,457,600円
合併浄化槽維持管理経費の補助	700,000円
調理員等の腸内細菌検査経費の補助	2,304,000円
補助金合計	10,461,600円

補助金の算定に当たり保育所の実人員によるべきもの

高知市は、平成15年度において市内58民間保育所に対して、上表のとおり、損害賠償責任保険料等施設運営経費の補助金7,457,600円を交付している。この運営経費の補助金は、「確認事項」によると「園児定数×720円+50,000円」の算式によって得た額とするとしており、補助単価50,000円は58保育所一律に、補助単価720円は園児定数による格差を設けている。そして、園児定数は、実際の補助金算定においては保育所定員(4/1現在)を基礎に算出されている。

しかしながら、最近、保育所入所のための待機児童も多くなってきており、厚労省通達(H10.2.13)によって保育所入所については認可定員に一方的に拘束されるのではなく、ある程度の弾力的運用(年度当初定員の15%の範囲内)が可能となっていることから、定員を算定基礎とするのは実態に合わなくなっている。

補助金の算定に当たっては実人員で算定すべきである。

補助金の補助単価について実勢価格に合致させるべきもの

高知市は、平成15年度において市内56民間保育所に対して、上表のとおり、調理員等の腸内細菌検査経費の補助金2,304,000円を交付している。この補助金について「確認事項」によると、食中毒防止のため調理員等の腸内細菌検査に要する経費のうち、月2回の検査を行った場合、その2回目の検査に係る費用につ

いて5月から10月までの6ヶ月に限り、調理員等のうち3名の範囲内で、当分の間、「人員×2,500円×6ヶ月」の算式によって得た額を加算するとしている。

しかしながら、当該補助金の補助単価2,500円は、平成14年度市営保育所給食関係職員の腸内細菌検査業務委託契約（（株）スペック）における委託単価420円/件（H13年度380円/件）と比較すると桁違いに高い単価（5.95倍）となっており、実勢価格と大きく乖離しているのは適正でない。

ちなみに、補助単価2,500円の1/5の単価500円として、「確認事項」に従って試算すると1,843,200円が過大な補助金となるが、補助単価の設定に当たっては実勢価格に合致させるべきである。

なお、合併浄化槽維持管理経費の補助金については2保育所が対象となっており、上表のとおり、700,000円（350,000円×2所）が加算されているが、平成15年度の市営保育所合併浄化槽維持管理業務委託契約における落札率の現状等をみると、実勢価格を考慮する等その補助単価についても検討を加える必要がある。

補助金の追加交付に伴い証拠書類を添付させるべきもの

調理員等の腸内細菌検査経費の補助金について、あおい保育園及び東山保育園に対してそれぞれ精算交付（15,000円）及び戻入（7,500円）を行っている。

精算交付及び戻入については実績報告書兼精算交付申請書によっており、精算交付の内容は当初申請では2人対象で申請したが1人増加して3人を対象にしたこと及び戻入については実施月数が1月減少したことである。

しかしながら、補助金額の変更に当たっては実績報告書のみで報告で変更理由となる具体的な証拠書類は何も添付されていない。特に追加交付については腸内細菌検査に係る変更理由を証する具体的な証拠書類を添付させるべきである。

なお、腸内細菌検査については実績報告のときに証拠書類を持参させ確認しているとのことであるが、それを証する添付資料あるいは確認印等は認められない。

（5）補助事業完了後における補助金交付手続について

高知市は、民間保育所施設整備費補助金交付規程により（表5-2）「民間保育所小規模施設整備費補助金交付手続調べ」に記載した民間6保育所に対して民間保育所小規模施設整備費補助金7,417,000円を交付している。当該補助金については事前に事業実施計画書を提出し、補助事業の認定を受けなければならないとされている（補助金交付規程第5・6条）。この規定に従い前年度中に補助金交付の協議書（実施計画書）を提出し、平成15年4月25日、その内示（補助事業認定）が行われている。その後、補助事業の着手、補助金交付申請、同交付決定、事業実績報告、そして補助金額の確定通知を受けた後、所定の請求書により補助金の交付を請求するものとされている。

しかしながら、6 保育所中 4 保育所が平成 15 年 5 月から同 8 月までに補助金交付申請をし、保育所における整備工事契約を締結、同工事に着手して、8 月下旬までに整備工事を完了しているが、交付決定及び補助金額の確定が遅れた結果、実際の補助金の資金交付が数か月も遅れている。

工事契約、工事完了等補助事業の進捗状況が遅れている 2 保育所に合わせるため、先行している保育所の補助金交付手続を遅らせているものと推測される。事務手続的には一括処理が便利であっても当該補助金は 1/2 は自己負担であることから工事の完了した保育所では資金不足を来たすことから事業完了の保育所については補助金交付手続を早めるべきである。

(表 5-2) 民間保育所小規模施設整備費補助金交付手続調べ

(単位：円)

保育所	協議書提出日	補助申請日	実績報告日	確定通知日	補助対象事業
	内示日	交付決定日	工事契約日	確定額	
		申請・決定額	工事完了日		
種崎	15.3.10	15.7.14	15.12.22	16.1.8	保育室天井、壁、 床他改修
	15.4.25	15.11.26	15.7.10	2,091,000	
		2,091,000	15.8.25		
一ツ橋	15.3.7	15.8.5	15.11.28	16.1.8	保育室等床改修
	15.4.25	15.11.26	15.7.22	971,000	
		971,000	15.8.17		
ひなぎく	15.2.28	15.5.8	15.12.24	16.1.8	南舎外壁塗装及 び屋上改修
	15.4.25	15.11.26	15.5.7	1,068,000	
		1,068,000	15.7.31		
潮江第 二双葉	15.3.10	15.5.26	15.12.2	16.1.8	外壁改修及び室 内クロス張替え
	15.4.25	15.11.26	15.5.15	539,000	
		539,000	15.8.1		
のぞみ	15.3.10	15.11.26	15.12.24	16.1.8	給水設備改修
	15.4.25	15.11.26	15.11.1	1,200,000	
		1,200,000	15.12.10		
小高坂 双葉	15.8.11	15.11.17	15.12.18	16.1.8	小高坂双葉園廊 下、外壁等改修工 事
	15.8.25	15.11.26	15.9.12	1,548,000	
		1,286,000	15.11.5		

小高坂双葉保育園については工事変更によって H16.1.8 に追加交付(262,000 円)をしている。

(6) 具体的な事業実績報告による補助効果の検証・評価について

高知市は、平成 15 年度において民営福井保育所及び民営朝倉中央保育所に対して民営保育所地域子育て支援センター事業費補助金 5,198,400 円 (2,599,200 円 × 2) を交付している。地域子育て支援センター事業は、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、当該事業を担当する職員を配置して地域の子育て家庭に対する育児支援を行うものである。その事業内容として、 - 1 育児不安等についての相談指導、 - 2 看護師、保健師による保健相談、 子育てサークル等の育成・支援、 特別保育事業等の積極的实施・普及促進の努力、 ベビーシッター等地域の保育資源の情報提供等、 家庭的保育を行う者への支援が挙げられている。

ところで、その実績報告書(事業実績)をみると、事業を実施した上記事業内容の ~ の番号に をつけるのみで参加人数等具体的な事業内容は記載することとはなっていない。

しかしながら、補助事業は、直接補助金額に係わる人件費及び物件費の具体的経費の報告のみならず、補助目的が具体的にどれ位達成したかが問われることから利用状況等実績の質量が的確に把握できない事業報告は適切でない。

事業実績報告書に利用状況等を添付する等具体的な内容を以って実績報告させ、補助効果の検証・評価をすべきである。

なお、朝倉中央保育所は、別添資料として時系列に事業内容を具体的に記録し、参加人数もその都度入れて、報告している。

(7) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の遵守について

地方公共団体が社会福祉法人に対して補助金を交付する等助成するに当たっては、その手続を条例で定めることが必要である(社会福祉法第 58 条第 1 項)。この法律の規定に基づき高知市は「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」(平成 9.12.26 高知市条例第 49 号)を定めている。社会福祉法人が市の助成を受けようとするときは、申請書に 理由書、 助成を受けようとする事業の計画及びこれに伴う収支予算書、 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする等場合には、その助成の程度を記載した書類、 財産目録及び貸借対照表、 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類を提出しなければならない(第 2 条)とされている。

ところで、外部監査において提出された社会福祉法人に係る各補助金交付規則及び同規程の申請の様式等において当該条例にふれたものはなく、また、実際の補助申請手続においても同条例の内容を具備しているものは見受けられなかった。

しかしながら、社会福祉法人が市の助成(補助)申請に当たっては当該条例によって理由書等の書類は添付することが義務付けられていることから、これを添付して

いないのは適正でない。社会福祉法人の補助金申請に当たっては「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」を遵守させるべきである。

(8) 定員と実入所児童数に著しく差のある保育園について

保育園の定員と実員の乖離についての分析において、定員と実入所児童数に著しく差のある市営保育園が散見された。

このうち、平成16年度の年度当初における定員が180人であるのに対して、実入所児童数が88人となっている市営保育園に対しさらに分析をしたところ、この保育園の実入所児童数は、過去5年間で最大の年度当初入所児童数は平成13年度当初の109人であり、これより次第に入所児童数は減少しており、入所児童の関係からは定員180人を維持する必要はないと思われる。

役務員の配置基準について

この保育園で定員を維持している理由を確認したところ、役務員の配置基準に基づいて臨時職員の役務員を1人配置しているが、定員を変更すれば配置を減少させる必要があり、地域の雇用を確保するためにも、定員の変更を見合わせてきたとしている。なお、平成17年度からは定員を120人に変更し、役務員の配置を0.5人に減少させるとしている。

この役務員配置基準は、高知市と高知市職員労働組合との協定によっているもので、厚生労働省令の児童福祉施設最低基準による配置基準ではなく、高知市独自のものである。

役務員配置基準表によれば、定員180人の保育園に臨時役務員1人を配置することになっているが、この市営保育園の定員に対して入所児童数が92人少ない状態が示すように、定員と入所児童数は乖離する可能性があることから、定員による配置基準は、雇用する際の業務量の算定に使用するのに適切な基準とは言えない。

地域の雇用を確保するためといえども、必要な業務量に応じた配置基準となるよう検討する必要がある。

なお、平成15年度の臨時職員の役務員の人件費は2,001,861円となっているが、実態に即した定員に変更していれば、現在の役務員配置基準では0.5人配置となり、人件費も半額になる。

定員維持による高知市の保育所運営費負担額増加について

保育所運営費国庫負担金の計算は、入所児童1人当りの月額単価である保育単価によっているが、この保育単価は、定員の多い園ほど1人当たりの単価は低くなる計算となっている。このため、財政上の観点からは、保育所の定員は実入所児童数を踏まえたものであるべきである。

仮にこの市営保育園で定員を120人にしていない場合、平成15年度における差額は、1,502,010円となっており、役務員の人件費差額と国庫負担金の差額を合わせると(表5-3)「役務費差額」となる。

この結果、役務員の人件費の差額と国庫負担金収入の差額を合わせると平成15年度では2,502,941円となっており、定員を変更しなかったために国庫負担金収入が減り、市の負担が増加する結果となっている。

(表5-3) 役務費差額 (単位：円)

	定員 180 人	定員 120 人	-
国庫負担金収入 A	20,105,010	21,607,020	- 1,502,010
役務員人件費 B	2,001,861	1,000,930	1,000,931
A - B	18,103,149	20,606,090	- 2,502,941

なお、定員の変更に関して、民営保育園については、平成16年度以降も保育単価による保育所運営費国庫負担金の計算がされている。平成16年度当初の入所児童数で試算すると、現在の定員を30人減少させた定員で、弾力運用した場合の上限値内に入所児童数が収まる民営保育園が3園あり、これらの保育園で児童数の増加が見込めない場合は、定員の削減を検討されたい。

- 平成16年度より三位一体改革(国庫補助金1兆円削減)の一環として公立保育所運営費は一般財源化されている。一般財源とは、収入時においてその用途が特定されていないため、地方自治体の裁量によって使用できる財源であり、地方税、地方交付税がこれにあたる。

高知市の試算では、公立保育所運営費が含まれる需用費が約6億円増えているが、高知県の試算とは異なっており、計算上どの部分が保育所運営費に該当するか特定できないため、16年度以降は公立保育園での定員の変更が収入におよぼす影響を算定することは非常に困難である。

6. 委託料について

(1) 保育所園舎の耐震診断等の計画的な実施について

保育所耐震診断委託契約は、保育所の建物のコンクリート等の強度調査を行い、補強工事に係る基本設計を実施するもので、平成15年度においては、(表6-1)「耐震検査」の3保育所について耐震診断を行っている。

(表6-1)「耐震検査」 (単位：円)

保育所	受託者	契約期間	契約金額
朝倉耐震診断委託	COCORO 建築設計事務所	H15.8.21 - 16.2.29	1,470,000

石立耐震診断委託	(株)ハウジング総合コンサルタント	H15.8.20 - 16.2.29	1,459,500
種崎西耐震診断委託	(有)石井設計	H15.8.22 - 16.2.29	1,386,000

3 保育所に係る耐震診断結果報告は、下表のとおりであり、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する可能性が高い等、地震に対して改善すべき構造上の問題点が多く指摘されている。そのための補強計画及び補強工事概算額が示されている。

ところで、予算要求資料として市営保育所等耐震補強推進事業（H15年度～17年度）計画表が作成されてはいるものの、あくまで担当課の予算要求のためのものであって、高知市としての予算計画を含む正式な耐震調査・耐震補強計画は策定されていない。

保育所に係る耐震調査等地震対策について実施状況についてみると、今回の耐震診断結果を踏まえて平成16年度に3保育所の改修工事の実施設計を予定したが、翌年度以降の改修工事の予算化ができないとして1保育所のみの実施設計に終わっている。また、建物の耐震診断については予定どおり4保育所等を予算化したが、木造老朽園舎（田淵・下知保育所及びたかしろ乳児保育所）のガラス飛散防止及び建具補強については予算化できなかった。さらには、市営保育所においては木造の建物が約半数あるが、これら木造建物の保育所については基本的には建替えの方向で財政所管に要請しているが、財政再建期でもあり殆んど手をつけていないとの担当者の説明である。

しかしながら、地震災害は、最近では阪神大地震、直近では中越地震と、時と場所とを選ばず、いつでも、どこでも起こりうる自然災害であってその被害は甚大であるので普段から計画的に地震対策を講じる必要があるが、その対策が十分でないのは適切でない。また、地震対策のみならず通常の対策としても、下知保育所を例にとってみると、その建具等は木造のガラス戸であって、ガラスそのものも強化ガラスではなく、壊れやすい古い形式のものであるにもかかわらず、予算上ガラス飛散防止策も認められていないのは園児の事故予防対策の観点から妥当でない。

平成16年10月策定の「高知子ども未来プラン すくすくとさっこ21」において保育所等耐震調査事業は、その体系における保育所の計画的な整備推進の中で、計画的改築、耐震調査を行うこととされている。悪化した財政状況の中で震災対策のために計画的に耐震診断及び改築等を実施していくのは非常に困難を伴うものの、園児は高齢者とともに災害弱者であることから、保育所園舎の耐震診断等について木造保育所にも考慮しながら計画的に実施すべきである。

保育所耐震診断委託契約における結果報告書（抜粋）

保育所	診断結果報告による耐震診断内容等
朝倉	<p>s 値 0.74 を満足するように補強案を作成</p> <p>補強概算工事費：3 か所の耐震壁新設による補強 5,200 千円 + 6 か所の耐震壁増厚による補強（6 箇所）6,000 千円 = 11,200 千円</p> <p>四国耐震診断評定委員会診断結果報告書の評価所見：耐震診断報告書は適正に作成されたものと認めるとともに、当該建物は「地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する可能性が高い。」と考えられる。</p>
石立	<p>改善すべき構造上の問題点</p> <p>北ブロック桁方向 1 階...極脆性柱の改善による靱性の向上</p> <p>同梁間方向 1 階...下階壁抜けフレームの補強による靱性の向上と剛性バランスの改善</p> <p>南ブロック桁方向 1 階...経年指標の改善による s 値の向上</p> <p>同梁間方向 2 階...形状指標の改善と保有耐力の向上</p> <p>補強計画</p> <p>外壁面全般に対してひび割れ補修及び再塗装し、経年指標の向上</p> <p>北ブロック 1 階 Y7、Y8 通りの極脆性柱 4 本にスリットを入れる。</p> <p>北ブロック 1 階 6 通りに RC 壁の増設。</p> <p>南ブロック 2 階 4 通りに RC 壁の増設 なお、補強壁増設により 1 階が壁抜けフレームとなるため、1 階 Y1 - 4 柱を炭素繊維巻きにて補強</p> <p>耐震補強工事概算額 16,600,000 円</p> <p>四国耐震診断評定委員会診断結果報告書の評定：適切に作成されたものと認めます。</p>
種崎西	<p>改善すべき構造上の問題点</p> <p>1 階部分は 方向が極脆性柱（靱性指標 0.8）になっており、構造耐震性指標（s 値）を満足していない。これを満足させるためには極脆性柱（5 本）を改善するとともに変形性能（靱性指標）の向上が必要となる。</p> <p>補強計画</p> <p>極脆性柱の改善方法としては 4 種類（RC 巻き立て補強、鋼板巻き立て補強、炭素繊維巻き立て補強、耐震スリット）の方法があるが、それぞれの補強効果及び施工性を考慮すると当該建物の場合には炭素繊維巻き立て補強（SR - CF 工法）が適切であると判断する。</p> <p>耐震補強工事費概算 7,276,500 円</p> <p>四国耐震診断評定委員会評定結果報告書の評価所見：適切に作成されたものと認めるとともに当該建物は「地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある。」と考えられる。</p>

(2) 市営保育所の合併浄化槽維持管理業務委託契約について

予定価格の積算について具体的に積算すべきもの

平成15年度における長浜保育所他5保育所の合併浄化槽維持管理業務委託契約状況は、表のとおりである。このうち指名競争入札分(H15.5.1~16.3.31)についてみると予定価格総計3,289,638円に対して契約額797,895円で落札率24.25%である。新規に南海保育所(契約額115,500円)が追加されたにもかかわらず、前年度に比べ契約額1,774,355円、68.98%減少しており、指名競争入札として競争性が発揮され十分効果があったものと認められる。

ところで、これら契約の予定価格の積算に当たっては一律に前年度の契約実績に対して0.5%アップすることによって計算したとの説明である。

しかしながら、合併浄化槽の維持管理経費は主として人件費であるが、人件費については最近の社会経済状況からみても、また最近の人事院勧告にも見られるようにダウン勧告はあっても給料アップの勧告はないことから適切でない。

また、個々の契約についてみると、例えば、介良西部保育所と愛善保育所とは「長時間バッキ方式、三次処理付、20PPM」と合併浄化施設としては構造的には同じであるが、前者が18人槽で、後者が40人槽であるにもかかわらず前者の積算価格が10,553円(=633,150円-622,597円)も高くなっている。2倍大きい40人槽の方が挟雑物、余剰汚泥等が多く、また、薬剤投入量も多く維持管理経費は嵩むと推定される。

単に平成14年度実績に一律に0.5%割増して積算するのではなく、保育所別の合併浄化槽の構造内容等を基本にして契約実績、その他市役所内等契約実例、市内における業務の需給状況等を十分に斟酌して積算するのが望ましい。

一括契約によって事務の簡素化及び経費節減に努めるべきもの

高知市は、平成15年度、長浜保育所他5保育所の合併浄化槽について、(表6-2)「平成15年度合併浄化槽維持管理業務委託契約調べ」のとおり保育所ごとに合併浄化槽維持管理業務委託契約を締結している。その契約件数は11件(総契約額1,032,235円=随意契約分234,340円+指名競争入札分797,895円)にも及んでいる。これは4月分について別途、随意契約(南海保育園は除く。)を行うため契約件数が2倍となることも大きな要因である。

しかしながら、4月分の維持管理業務を随意契約で行い、それ以後の業務を指名競争入札による契約で行うのは、それぞれ契約に関する根拠法令を異にすることから適正でない。また、1保育所当たり平均予定価格587,329円(随意契約分を含む。)程度の比較的小額の契約であるが、更にこれを年2回の分割契約にすることは契約事務の簡素化及び経費節減の観点から妥当でない。

保育所ごとに行われている合併浄化槽維持管理業務委託契約について全体を総

合（予定価格 3,523,978 円（随意契約分を含む。））して一括契約を行う等、契約事務の簡素化及び経費節減に努めるべきである。

なお、高知市は、各年度継続する委託契約については年度当初は随意契約とする等不規則な契約方法を採用している。本件の場合には、この方式によっても 2 週間に 1 回定期的に巡回し、業務遂行すればよく、常時監視するような業務ではないことから、4 月分をある程度遅らせて 1 年分を入札に付せば経費節減に繋がることが考えられる。

（表 6-2）平成 15 年度合併浄化槽維持管理業務委託契約調べ（単位：円、％）

保育所	契約	受託者	予定価格(A)	契約額(B)	落札率(B/A)	前年度契約額(C)	対前年度差額(D=B-C)	増減率(D/C)
長浜	随	F	63,000	63,000		60,133	2,867	4.77
	指	A	696,465	209,895	30.14	693,000	-483,105	-69.71
中野	随	B	42,000	42,000		41,045	955	2.33
	指	B	463,310	115,500	24.88	463,000	-347,500	-75.05
愛善	随	G	56,318	56,318		56,318	0	0
	指	C	622,597	178,500	28.67	613,000	-434,500	-70.88
介良西部	随	A	57,272	57,272		57,272	0	0
	指	C	633,150	126,000	19.90	630,000	-504,000	-80.00
行川	随	G	15,750	15,750		15,750	0	0
	指	D	174,116	52,500	30.15	173,250	-120,750	-69.69
南海	随							
	指	E	700,000	115,500	16.50		115,500	皆増
計	随		234,340	234,340		230,518	3,822	1.65
	指		3,289,638	797,895	24.25	2,572,250	-1,774,355	-68.98

- 1 上段 4 月 1 か月分：1 社見積もりによる随意契約（仕様書の添付なし）
- 2 下段 11 か月分（H15.5.1～H16.3.31）：指名競争入札による契約
- 3 予定価格及び契約額：消費税を含む。
- 4 契約欄の随は随意契約を、指は指名競争である。

（3）し尿浄化槽の維持管理業務について

高知市は、保育所の合併浄化槽維持管理業務について指名競争入札による委託契約を締結する一方で、石立保育園他 6 園のし尿単独浄化槽の維持管理業務については（財）高知市環境事業公社と特命随意契約（期間 H15.4.1～16.3.31、契約額 1,295,215 円）を締結している。その随意契約理由として 公社は高知市の出資す

る公益法人であること、 公社の運営を維持するため市営の施設のし尿に関する業務を公社に委託することが望ましいこととし、その根拠として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を挙げている。

しかしながら、当該維持管理業務の外部委託は、経済性及び効率性の発揮等を目的にするものであって、公社の存続維持に寄与する目的ではないので合理的理由としては認め難い。また、その根拠とする地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に随意契約することができるのであって、その他の合併浄化槽の維持管理業務が指名競争入札に付されていることからみると当該浄化槽のみが競争入札に適さないとする事は矛盾しており適正でない。

その他の合併浄化槽維持管理業務委託の平成15年度指名競争入札状況をみると落札率（入札額/予定価格）30.15%以下の範囲にあるのに対して、当該随意契約では公社の見積額がそのまま契約額となっているため合併浄化槽とし尿単独浄化槽とがほぼ同額の契約額となっている。このように特命随意契約には競争性がなく市にとって不利であり、かつ当該委託契約がその性質又は目的が競争入札に適しないとする合理的な理由も見当たらないことから、し尿浄化槽の維持管理業務について指名競争入札に付すべきである。

（４）機械警備委託契約の競争性について

高知市は、23市営保育所の機械警備業務について、（表6-3）「機械警備業務委託契約調べ」のとおり、5業者に分割して特命随意契約（契約額合計9,569,700円）を締結している。それぞれの随意契約理由として、各保育所の時間外においては従前より機械警備を行っており、そのための機器も当該委託会社が設置していることから、新たな業者と契約すると現在使用している機器類が使用不能となること、これらの設備更新のため警備の空白が生じること、別途予算措置も必要となり不利であること、を挙げている。

しかしながら、機械警備のような一定の設備を設置して業務を行う委託契約においては、毎年度の競争入札等による業者変更を伴う契約は設備更新を伴い、極めて困難であることは認められるものの、将来にわたり競争性を阻害することとなることは適切でない。

機械警備機器類には償却年数（耐用年数）があることから償却年数等を参考にし一定期間（7年～10年）で区切り、一定期間が経過するごとに指名競争入札に付する等、機械警備委託契約の競争性について検討改善すべきである。

なお、当該各警備委託契約書においては年間契約をあえて月額表示で契約しているが、予定価格は価格の総額について定めなければならない（契約規則第14条第2項）とされていることから契約書においても総額をもって契約すべきである。

(表 6-3) 機械警備業務委託契約調べ

(単位：円)

委託契約名	受託者	契約期間	契約額
朝倉保育園他警備業務委託(13保育所)	総合警備保障(株) 高知支社	H15.4.1 - 16.3.31	528,780
			6,345,360
長浜保育園他警備委託契約(5保育所)	セコム高知(株)	"	212,625
			2,551,500
田淵保育園警備業務委託契約	ケイエスエー プロテック(株)	"	30,030
			360,360
宮前保育園警備委託業務	日本ガード(株) 高知支社	"	13,440
			161,280
大津他警備委託業務委託契約(3保育所)	総合警備保障(株) 高知支社	"	12,600
			151,200
計			797,475
			9,569,700

契約額の上段は契約月額であり、下段は契約月額×12月の年額であり、消費税を含む額である。

(5) 機械警備報告書内容について原因を究明すべきもの

市営田淵保育所の夜間警備についてケイエスエープロテック(株)と機械警備業務委託契約(期間:H15.4.1~16.3.31、契約月額30,030円、年額360,360円)を締結している。

その業務内容は、火災・盗難及び損壊行為の拡大防止、事故確知時における関係者への通報・連絡及び警備実施事項の報告である。

ところで、同警備会社からの機械警備月次報告書(4月~3月)をみると「異常発報状況」として毎月のように火災(各室)等の異常発報が報告されているが、そのうち4月、8月及び11月の火災発報については誤報確認済みの表示があるものの、その他の月には何らの表示がない。毎月の火災発報について担当者に確認したところ、毎月1回、避難訓練の際に火災報知機を押すので報告書で報告されるとのことであり、その他の発報については感度が良すぎるとの回答である。

しかしながら、避難訓練の場合にはその旨を表示する等、その都度の確認がないことは、実際に火災が発生した場合に誤報と認識し、適切な対応がとれなくなる場合があることから注意が必要である。

このように頻繁に火災発報及びその他異常事態が報告されているのは田淵保育所のみであることから設置されている警備機器類に問題があるのか、あるいは当保育所の取り扱いに問題があるのか、その原因を究明し、改善すべきである。

(6) 消防用設備保守点検について一括して競争入札に付すべきもの

平成 15 年度において市営 23 保育所について消防設備点検委託契約を実施しており、これを消防用設備機器のメーカー別に分けて 7 件の委託契約を締結している。いずれの契約も予定価格 50 万円以下(契約規則第 30 条)であるため随意契約によっているが、その随意契約理由書によると、「消防用設備機器は各メーカーにより、その構造、機能及びシステムが異なっており、保守点検にあたっては専門的知識及び技術が必要で、システムに精通していることが要求される。」としている。

しかしながら、この専門的知識・技術を有し、システムに精通していることは、当該設備を保守点検するに当たり、一般的に必要とされる資質であって特段メーカーに直結する特定業者を選定する理由とするには当たらない。

7 分割のそれぞれの契約(H15 年度契約金額の合計 1,388,574 円)を集合して、一括あるいは地域分割する等により指名等競争入札にすべきである。

(7) 収集車両を基礎に積算すべきもの

高知市は、市営 23 保育所の可燃ごみの処分について指名競争入札によって(有) 中央環境企画と一般廃棄物処理業務委託契約(期間 H15.5.1 ~ 16.3.31、契約額 1,207,500 円)を締結している。この委託契約は、仕様書によると 23 保育所から排出される一般廃棄物(可燃ごみ)を清掃工場に運搬し、処分する業務である。その収集方法は、運転手及び作業員 2 名乗車の収集車両 1 台、収集回数 1 保育所当たり週 2 回、収集時間午前 9 時 30 分から午後 3 時までに行う内容である。この契約における予定価格調書を見ると予定価格について 1 か月 1 保育所当たり 17,000 円(消費税込み)として年額 4,301,000 円(= 17,000/月 × 23 所 × 11 か月)の積算をしている。

しかしながら、この保育所当たり同一単価の積算根拠について明確には示されていないが、保育所定員には 30 名から 180 名の保育所があるので排出ごみ量はそれぞれに応じて異なり、かつ保育所と清掃工場との距離にも相当遠近の差があることから 23 保育所が同一単価とするには無理があり、収集車両 1 台とする仕様内容からみても妥当でない。

保育所のごみ収集業務の予定価格の積算に当たっては、1 保育所当たり定期的に回収する必要があることから、仕様に従って収集車両 1 台の積算を基礎にごみ量及び運搬距離を参考として積算すべきである。

7 . 物品管理について

(1) 現物の管理状況について

高知市では、高知市物品会計規則第 50 条「物品管理者は、毎会計年度において 1

回以上、自己の保管する物品及び帳簿について検査しなければならない」とし、物品の現物と台帳を確認することになっている。

現物確認の手続きとしては、物品にバーコードの付いた管理シールを貼付し、そのバーコードをリーダーにより読みとらせることで現物と台帳を確認する作業を行っている。

保育所の物品管理が適切に行われているか、市営保育所 21 園の内、(表 7-1)「現品調査総括表」に記載した保育所の管理する 1 点 10 万円以上の物品について確認した。

(表 7-1) 現品調査総括表

保育所名	高額物品数	取得価格計	全体に占める割合
小高坂保育園	33	8,207,054	7%
大津保育園	34	6,016,061	7.2%
田淵保育園	16	3,265,534	3.4%
久重保育園	4	1,462,600	0.8%
計	87	18,951,249	18.5%
課所管総物品数	470	108,276,973	100%

1 高額物品数とは 1 点 10 万円以上の物品数である。

2 全体に占める割合は数量ベースである。

現物を確認した結果、台帳と現物は一致した。

なお、小高坂保育園において、管理シールが剥がれかけて読みとりにくくなっているロッカーがあった。読みとることが出来なくなる前に速やかにシールを作り替えるべきである。

(2) 物品台帳の取得価格について

競輪事業でも指摘している事項であるが、高知市物品会計規則では現在 1 点 1 万円以上の物品につき台帳登録することになっているが、1 点 1 万円程度の物品の金額的な重要性和、それを管理する事務処理の煩雑さを考慮した場合、1 点 1 万円程度の物品について、あえて台帳管理する必要性は乏しいと思われる。

物品の取得価格の金額を改定することを検討されたい。

8. 施設改修計画について及び保育所の統廃合について

(1) 園舎の老朽化について

高知市子ども福祉課所管の市営及び民営の保育所のうち、市営では中野、下知、一宮、宮前の 4 保育園を、民営では、こうちまち、上街、朝倉中央、愛育会、布師

田の 5 保育園の計 9 保育所を視察した。

そのうち、下知保育園は昭和 40 年に建設された築 40 年近い木造平屋建ての園舎であったが、老朽化が目立ち、1 歳児の部屋以外は空調設備がないばかりか、地震等の際の倒壊の危険性についての診断、対策がとられておらず、室内外のガラスも安全性を考慮したものではなかった。

下知保育園の定員は、昭和 40 年の開設当初 180 名であったが、入所希望者が減少し、平成 6 年より定員 90 名となり、園舎の収容能力の半分で運営されている。近隣の民営保育所に入所対象者が吸収されているためとのことであるが、老朽化した園舎も希望者減少の原因である可能性が高い。

高知市の認可保育所では、建設から 20 年以上経過した木造園舎が民営 23 園、市営 13 園の合計 36 園ある。なかでも最も古いものは、築 57 年の木造であり、子どもの安全が確保されるのかどうか不安を抱かせる。

一方で、比較的最近建築された、こうちまち保育園や朝倉中央保育園は R C 構造の堅牢なもので、安全対策や空調設備も充実していた。

保護者から徴収する保育料は、児童福祉法等を根拠に定められている、世帯にかかる税額によって決まる基準額によっており、どの保育所に入園しても、同一条件が適用される。そのため、このような園舎の著しい状態の相違は、利用者間の不公平を生みかねない。

厳しい財政状況の中、早急に、園舎建替えの予算を確保することは困難にしても、昭和 56 年に建築基準法が改正され、耐震基準が整備される前に建てられた園舎等について、老朽度、安全度、耐震性等のチェックを行い、優先順位を定め、長期的、計画的に建物を更新していく必要がある。

構造上の危険度の高いものから、対象となる園を選定し、長期の更新計画に基づく予算を確保していきたい。

また、当面施設の状況に差がありすぎる状況を続けざるを得ないのであれば、差額料金の導入等、施設による料金格差を設けることの可能性も含めて検討されたい。

(2) 保育所の統廃合について検討すべきもの

平成 12 年度から同 16 年度までの保育所入所申請に対する入所状況（各年度 4/1 現在）は、（表 8-1）「保育所入所申請に対する入所状況」のとおりであり、入所申請児童に対する入所率は年々低下している。とりわけ、新規申請児童に対する入所率は低く、毎年度低下傾向にある。

保育所入所定員及び入所希望児童について平成 12 年度から 16 年度までの 5 年間の動向をみると、定員 210 人増(2.45%)に対して入所希望児童は 648 人増加(7.64%)しているため入所希望の方が多くて入所希望を充たすには至っていない。

(表 8-1) 保育所入所申請に対する入所状況 (各年度 4 月 1 日現在)

(単位: 人、%)

年 度	定員	前年度継 続申請児 童 A	新規申 請児童 B	入所希望 児童 C	入所 児童 D	未入所児童 E	入所率 F	新規申請 児童入所 率 G
12	8,575	6,140	2,338	8,478	8,250	228 (-)	97.3	90.2
13	8,710	6,359	2,383	8,742	8,447	265 (113)	97.0	88.9
14	8,740	6,472	2,422	8,894	8,630	264 (87)	97.0	89.1
15	8,785	6,611	2,328	8,939	8,662	277 (95)	96.9	88.1
16	8,785	6,719	2,407	9,126	8,812	314 (163)	96.6	87.0

1 入所希望児童 C = (A+B)、入所率 F = D/C、新規申請児童入所率 G = (D-A) / B)

2 へき地保育所は除く。

3 国が定義する「待機児童」とは、未入所児童のうち入所要件に該当しているもので、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望している児童、地方公共団体の単独保育施策(認可外保育所)で保育されている児童を除いた数である。

公・民営保育所における定員に対する充足状況についてみると、(表 8-2)「公・民営保育所における定員充足状況」のとおりであり、平成 16 年度で民営保育所が定員より 230 人超過しているのに対して市営保育所は 203 人不足し、公・私保育所全体では 27 人の超過となっている。

このうち、平成 16 年度の年齢別入所実態についてみると、(表 8-3)「平成 16 年度公私別分担・構成比率」のとおり、公・私保育所における保育定員の構成比率は市営 27.95%、民営 72.05%であるが、入所実績(実人員)において民営保育所が上回っているためその比率はより広がっている。

次に、平成 16 年度の市営保育所の定員充足状況についてみると入所率 90%以下の保育所は、表 4 のとおりで、その欠員は 201 人で、市営保育所の欠員(203 人)のほとんどを占めている。これら保育所の 5 年間の入所状況をみると、入所率は全体的に低いが、とりわけ、定員 180 人の大規模保育所長浜保育所については、12 年度からの 5 年間、定員に対して入所率は 50%前後で推移し、平成 16 年度においては 48.88%にまで落ち込んでいる。

ところで、保育所の入所の方式は、市町村の措置(行政処分)として入所決定する仕組みから保護者が保育所を選択する方式(H9.6.11 児童福祉法改正)に改められている。この選択には住所地・勤務地からの距離、建物等外的環境あるいは保育サービスの質等によって行われると考えられるが、保護者に選択されない限り、ますます定員不足は増大して行く。

一方、平成 13 年度には待機児童対策として保育所定員の弾力化が拡大され、年度

当初において概ね 15%の弾力化(ただし、年度途中は概ね 25%、年度後半は制限の撤廃)が認められている。

このように保育所定員の弾力的運用を認める一方で、保護者のニーズを満たすことができない保育所は淘汰されていく傾向にある。これを数量的にみると、立地面での特性もあり特に市営保育所の入所率が低く、すなわち欠員が多く、その視点のみからみると民営保育所より保護者から選択されず住民ニーズに応えていないといえることができる。保護者に選択されない保育所は淘汰されることになり、その傾向はますます今後も続く。

(表 8-4)「市営保育所における入所率の低い保育所」のような保育所入所率の低い保育所、とりわけ長浜保育所のように定員 180 人の大規模保育所であるにもかかわらず、50%前後の入所率で、しかも年々減少傾向を示している保育所については、定員減は勿論のこと、保育所の統廃合等について検討すべきである。

(表 8-2) 公・民営保育所における定員充足状況 (各年度 4 月 1 日現在)(単位:人)

年度	市営保育所(21所)			民営保育所(58所)			計(79所)		
	実人員 A	定員 B	過不足 C=A-B	実人員 D	定員 E	過不足 F=D-E	実人員 F	定員 G	過不足 H=F-G
12	2,106	2,380	-274	6,144	6,195	-51	8,250	8,575	-325
13	2,174	2,440	-266	6,303	6,270	+33	8,477	8,710	-233
14	2,184	2,440	-256	6,446	6,300	+146	8,630	8,740	-110
15	2,177	2,455	-278	6,484	6,330	+154	8,661	8,785	-124
16	2,252	2,455	-203	6,560	6,330	+230	8,812	8,785	+27

1 へき地保育所は除く。

(表 8-3) 平成 16 年度公私別分担・構成比率 (H16.4.1 現在)

区分	市営保育所(21所)		民営保育所(58所)		計(79所)		
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比(%)	
定員 A	2,455	27.95	6,330	72.05	8,785	100	
入所児童(実績) B	2,252	25.56	6,560	74.44	8,812	100	
入所児童実績 内訳	0歳	85	25.53	248	74.47	333	100
	1歳	272	24.53	837	75.47	1,109	100
	2歳	376	23.80	1,204	76.20	1,580	100
	3歳	488	25.62	1,417	74.38	1,905	100
	4歳	531	26.74	1,455	73.26	1,986	100
	5歳	500	26.23	1,399	73.67	1,899	100
差(B-A)		-203		+230		+27	
入所率(B/A)		91.73%		103.63%		100.31%	

1 へき地保育所は除く。

(表 8-4) 市営保育所における入所率の低い保育所

(単位:人、%)

年度	項目	宮前 保育所	秦中央 保育所	長浜 保育所	朝倉 保育所	南海 保育所	大津 保育所	計
12	定員 A	45	150	180	120	70	150	715
	実人員 B	36	104	107	98	58	140	543
	不足人数(A-B)	9	46	73	22	12	10	172
	入所率(B/A)	80.00	69.33	59.44	81.66	82.85	93.33	75.94
13	定員 C	45	150	180	120	70	150	715
	実人員 D	43	110	109	95	63	145	565
	不足人数(C-D)	2	40	71	25	7	5	150
	入所率(D/C)	95.55	73.33	60.55	79.16	90.00	96.66	79.02
14	定員 E	45	150	180	120	70	150	715
	実人員 F	43	117	95	111	52	150	568
	不足人数(E-F)	2	33	85	9	18	0	147
	入所率(F/E)	95.55	78.00	52.77	92.50	74.28	100	79.44
15	定員 G	60	150	180	120	70	150	730
	実人員 H	45	121	94	103	47	138	548
	不足人数(G-H)	15	29	86	17	23	12	170
	入所率(H/G)	75.00	80.66	52.22	85.83	67.14	92.00	75.06
16	定員 I	60	150	180	120	70	150	730
	実人員 J	52	134	88	96	46	113	529
	不足人数(I-J)	8	16	92	24	24	37	201
	入所率(J/I)	86.66	89.33	48.88	80.00	65.71	75.33	72.46

1 へき地保育所は除く。

2 平成 16 年度 4 月 1 日現在における定員に対する入所率 90%以下のものについて経年で調査した。

(3) 幼稚園の遊休施設の有効利用について

平成 16 年 5 月 1 日現在の高知県私立幼稚園園児数一覧表によれば、私立幼稚園 21 園においては、定員合計 4,700 人に対して実在園者数が 2,678 人となっている。これは、57.4%の入所率になる。このことから、幼稚園施設が相当に遊休状態にあると推測される。一方、高知市においては、待機児童の解消を重点的に解消しようとしている。また、厚生労働省においては、「保育所の設置認可等について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号)により、社会福祉法人以外の者による保育所の設置認可申請についての 審査の基準、認可の条件、市町村との契約等について指針を示している。これにより、制度的には幼稚園を開設する学校法人が保育園も併設できることが明確になっている。高知市においては、幼稚園は 1 園を除き全て私立であり、市立の幼稚園が存在していないためその推進には相当の困難が伴うと思われる。

しかし、以下の諸点を考慮する時、非常に有効な方法と考えられ一定の期間に限り、幼稚園の遊休施設の有効利用を検討すべきと考える。

高知市の現在の財政状態においては、保育所施設の速やかな増設は困難な状態と認められる。一方、幼稚園の遊休施設の有効利用には、新設の場合に比較して、新たな財政負担は遙かに少なくすむ。

少子化傾向や女性の社会進出の進み具合等により保育需要の動向予測はなかなか困難であるが、基本的には、保育需要は将来的には減少していくものとみられている。そのため、高知市では待機児童についても減少するものと予測している。そのような中で、新たな財政負担は難しいものと思われる。

なお、高知市において、実際に幼稚園の空き教室を利用しようとしたケースでは最大の問題は私立幼稚園の定員変更であるとされている。審議機関等が幼稚園を保育所として利用することに積極的とは言えず、さらに、部分的に保育所として使用する際には、幼稚園側の定員減が必要であり、この行政手続も極めて煩雑とのことであり実現には至っていない。

また、高知市において積極的に取り組んでいない理由としては 実際進めようとした際、現実に上記のような問題が発生したこと。高知市自体の現在の待機児童に対する認識として、() 待機児童のうち求職中または就労予定を理由としているものが過半数であること。() 3 歳以上児では幼稚園にも併願していて、保育所に入所できない場合には、幼稚園に就園している例があること等から、保育に欠ける実態はあまりないと判断していること。将来的には保育需要は減り待機児童は減少していくと推測されること等あげている。

9. 保育ニーズへの対応について

(1) 市営保育所における一時保育について

高知市は、平成 15 年度において民営保育所一時保育促進事業補助金交付要綱により民営こどもまち保育所他 4 所に対して民営保育所一時保育促進事業費補助金 13,941,880 円を交付している。この事業補助金は、保育所・幼稚園等に通園していない就学前児童に対して一時的に保育所を提供して保育するものに対して助成する制度で、この事業は国庫補助(1/3 定額単価補助)対象事業である。

ところで、これらの補助金実績報告において一時保育の利用状況についてみると、(表 9-1)「一時保育利用状況」のとおり、平成 12 年度から実施保育所数及び利用者数は年々増加傾向にあり、民営保育所の現地視察時における園長の説明等によってそのニーズの高さは認められる。

しかしながら、高知市では一時保育の実施は民営保育所でしか実施されていないが、この保育所における一時保育は他方、子育て中の母親の孤立化防止を図るための側面をもっており、公私を問わず取り組むべき現在の重要課題である。

市営保育所においては子育て相談事業が一時保育に代わる役割はもっているものの、民営保育所の実績からみると行政においても市民ニーズを正確に把握し、民営

保育所が実施した場合とのコスト面での比較も参考にしながら、市営保育所においてもそのニーズに十分に答えていく体制を整備する必要がある。

(表 9-1) 一時保育利用状況

(単位：人)

利用内容	12年度 (2保育所)	13年度 (4保育所)	14年度 (4保育所)	15年度 (5保育所)
勤務形態	1,280	4,802	4,493	6,165
緊急	119	464	480	364
リフレッシュ	156	2,119	3,347	3,232
合計	1,555	7,385	8,320	9,761

(2) 保育所の地域との交流について

高知市では、「高知市子ども未来プラン」の中で、具体的な次世代の育成計画を掲げており、その中の計画推進のポイントのひとつが、「市民・地域の力を育み、生かします。」というものである。これは、子育ては、保育所や家庭のみならず、地域社会全体で取り組んでいくべきものであるという趣旨で、少子化や核家族化により、家庭による子育てが孤立化する傾向にある中で、地域社会全体で家庭による子育てを支えていく取組みが、必要不可欠であるという、全体を貫く考え方である。

そのため、計画の基本理念は「みんなで支え育ちあう、すくすく子育て、いきいき子育て支援のまちづくり」というもので、親と地域と社会がお互いに手を携えながら、ともに育っていくことを目標にしている。

その中で、高知市の保育所も、保育に欠ける家庭から、子どもを預かる所という位置づけを脱却し、積極的に、子どもを地域につなぐパイプとして機能する所に変わりつつある。保育所の児童と、地域の老人会や地元の商店街等との交流、お祭り等のイベントへの参加を通して、子どもを受け入れやすい地域のしくみを作り、子どもを地域全体で育て、さらにその子どもは成長した後、積極的に地域活動に参加しやすくなるという流れが生まれる。

この取組みに関して、実際に市内数箇所の保育所を視察し、ヒアリングを行った。その結果、このような取組みは、特に郊外の保育所において活発で、地域に子どもを根付かせるような活動が積極的に試みられているが、その度合いは、保育所のおかれた環境によって異なるものであった。すなわち通園圏が比較的広い市内中心部の民営保育所では、就学前に文字を教える等、幼児教育に力を注いでいるものの、地域との交流活動が具体的に行われていなかった所もあった。

それぞれの地域性は、個々の園の保育内容にある程度反映するもので、その点、多様性を否定するものではないが、あまりに個々の園の保育内容が異なることは、保育の公平性や市の掲げる理念の実効性の確保という観点から、留意が必要である。

地域との交流に関し、子ども福祉課で実態を調査し、計画の基本理念にそった保

育所の運営が行われるように、行政として積極的に関与し、保育所を支援、指導されたい。

また、このように各園では、保育内容や家庭や地域とのつながりの程度が異なり、特に民営保育所では、園長の考え方による独自性が強い。

市営保育所では、保育士は市の職員であり、市営保育所内で、定期的な人事異動があるが、民営保育所では、保育士は園と直接の雇用関係にあり、他の園の状況等を知る機会が少ない。それはまた、各園の独自性を強める原因となり、ともすれば閉鎖的な保育を招きかねない。

よって短期研修派遣制度等を設けて、民営保育所どうし、また民営と市営の保育所間の保育士の交流促進をはかることで、全体のサービスレベルを向上させるような施策を講じるべきと考える。

(3) 自由契約園児について

自由契約園児の問題については、既に新聞で報じられているところであるが、概略を示せば、この問題は、保育所が、自由契約園児の家庭から受け取った保育料を簿外とし、理事への歳暮や役職員の忘年会等保育以外の支出に充てていた問題で、公表された裏金の総額は21園で合計136,900,806円に上るものである。

(表9-2) 自由契約児童数と保育所で受け取った自由契約児童の保育料

(平成16年12月末現在)

	園名	法人名	自契児数(延)	保育料収入額
1	常盤保育園	(社)常盤会	11	3,756,148
2	あおい保育園	(財)あおい保育園	18	5,894,840
3	新木保育園	(財)新木保育園運営協議会	22	7,665,837
4	浦戸保育園	(社)浦戸福社会	32	4,985,000
5	ひなぎく保育園	(財)ひなぎく保育園	4	590,000
6	旭ヶ丘保育園	(社)土佐青山会	1	157,500
7	丸の内保育園	(社)高知県福祉事業財団	-	5,486,058
8	江ノ口保育園	(社)江の口保育園運営協議会	50	14,265,872
9	ふくし園	(社)高知福祉協会	3	153,000
10	五台山保育園	(社)五台山保育園振興会	2	3,851,350
11	五台山吸江保育園		10	
12	針木保育園	(社)針木福社会	20	18,323,338
13	鏡川保育園	(社)杉の子会	5	2,762,550
14	おさなごの園	(財)中島報恩会	12	8,392,313

15	大津東保育園	(財)大津東保育園	18	3,725,000
16	初月保育園	(社)初月保育園運営協議会	3	1,080,000
17	東山保育園	(社)土佐わらべ会	87	21,362,000
18	福井保育園	(財)福井保育協会	49	13,876,000
19	鴨部わかば保育園	(財)鴨部わかば保育園	47	10,490,000
20	ひなぎく保育園	(財)ひなぎく保育園	4	1,230,000
21	旭ヶ丘保育園	(社)土佐青山会	31	8,854,000
	合計		429	136,900,806

新聞等で問題になった、自由契約の制度とは、厚生省通知「保育所への入所の円滑化について」において、私的契約児の入所については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることができる、とする制度である。

この通知の目的は、あくまで待機児童の解消で、年度当初に待機の状況にある場合は概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲について、年度の途中においては、概ね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲について保育の実施を認めるものである。

問題の発覚した各園では、この通知に基づいて定員を超えた保育を既におこなっており、自由契約制度は定員に空きがある場合にのみ認められるものであるため、自由契約する余地はそもそもなかったものである。

(4) 待機児童について

待機児童は、女性の社会進出や就労形態の多様化を背景に、年々低年齢児を中心に増加している。

年度		12年度	13年度	14年度	14年度 10月	15年度	15年度 10月	16年度
0歳	入所	301	315	336	515	329	501	333
	待機	21	18	20	143	21	114	28
1歳	入所	918	1,093	1,092	1,147	1,121	1,227	1,109
	待機	54	62	45	122	56	128	82
2歳	入所	1,393	1,383	1,565	1,580	1,532	1,557	1,580
	待機	63	64	53	97	59	120	72
3歳	入所	1,829	1,833	1,822	1,822	1,905	1,920	1,905
	待機	43	53	43	57	49	69	63
4・5歳	入所	3,809	3,853	3,815	3,800	3,774	3,793	3,885
	待機	26	19	12	20	17	34	20
合計	入所	8,250	8,477	8,630	8,864	8,661	8,998	8,812

	旧定義：待機	207	216	173	439	202	465	265
	新定義：待機		113	87	246	95	252	163
待機児童率		2.51%	2.55%	2.00%	4.95%	2.33%	5.17%	3.01%
待機児童率(改正後)			1.33%	1.01%	2.78%	1.10%	2.80%	1.85%
定数		8,575	8,710	8,740	8,740	8,785	8,785	8,785
定数充足率		96.21%	97.32%	98.74%	101.42%	98.59%	102.42%	100.31%
就学前児童数		18,891	18,894	18,864	18,864	18,630	18,630	18,395
保育所入所率		43.67%	44.87%	45.75%	46.99%	46.49%	48.30%	47.90%

待機児童の新旧の違いは、付近に保育所がない等やむを得ない事情により、保育所以外で公的に地方単独保育施策（いわゆる保育室・保育ママ等）を実施している場合には、その地方単独保育施策で保育されている児童は、待機児童数には含めないことに変更されたことによる。（従来は待機児童に含めていた。）

年度途中で待機児童が倍増し、翌年度当初には待機児童数が下がっているのは、すでに保育所に入所している児童の全員が次年度に継続入所するわけではなく、平成15年度末でも継続入所が可能な児童のうち129人が転所や幼稚園入所等を理由に退所しており、多少の増減はあるが例年同じ傾向にあることによる。さらに、3歳以上児によくみられる例で、最初から保育園と幼稚園の両方に申し込んでいて、保育園で入所できない場合は幼稚園に就園する児童がいるが、年度途中に入所可能になった旨の連絡をした際や、次年度の弟妹児の申込の際にはじめて判明する場合がある。

16年度当初で定員割れしている保育園は、市営保育園で13園、民営保育園で12園ある。定員割れしている保育園の分布をみると、高知市の周辺部に位置する南部と東部に定員割れしている保育園が集中している。

高知市の東部に位置する大津地区には保育園が市営1園、民営1園の計2園あるが、児童数の減少に伴い公民ともに定員割れになっている。高知市の南部に位置する長浜地区、種崎地区周辺の保育園は市営3園、民営4園あるが、定数を満たしているのは民営の2園のみで、あとは定員割れになっている。また定数を満たしている園でも定数が120人と45人の保育園であり、保育園の規模自体が比較的小さい。

南部と東部で定員割れしている原因は、児童数そのものが減少していることがあげられる。

地域別の待機児童数についてみると、待機児童数が多い地域は、新興住宅地が多い高知市の西部（朝倉周辺）と北部（薊野周辺）である。

この西部と北部の地域内で、定員割れとなっている保育園が西部で朝倉保育園、北部で秦中央保育園の2園ある。

この2園が定員割れしている理由について、低年齢児については定員を満たしているが、4・5才児には定員に空きがあることにより、合計して定員と入所児童で比較したときに定員割れという結果となることによる。

具体的に朝倉保育園の16年度当初の受入可能人数と入所児童数を比較すると下記の(表9-4)となる。

(表9-4)

	0才	1才	2才	3才	4才	5才	計
受入可能数	9	12	19	20	30	30	120
入所児童数	6	12	18	19	22	19	96
保育士数	3	2	2	1	1	1	10

保育士の配置は保育士の配置基準によっており、0才児保育が保育士1人に対して3人の児童、1才・2才児保育が保育士1人に対して6人の児童、3才児保育が保育士1人に対して20人の児童、4・5才児保育が保育士1人に対して30人の児童を受け持つことができる。

このように低年齢児の保育ほど保育士の数が必要であるため、受入可能数に限りがある。このことを逆に言えば、低年齢児は、定員が少ないため利用者に選択の余地が少ないが、3才以上になれば保育士1人が受け持つことができる人数が増え、定員を増やすことが容易になり、利用者に選択の余地ができるため、他園でも3才以上児には余裕ができることになる。

なお、直接的な原因かは定かではないが、児童数が定員割れしている保育園の園舎の築後平均経過年数と、児童数が定員割れしていない保育園の園舎の築後平均経過年数を比較すると、市営保育園では、定員割れしている保育園の築後平均経過年数が27.69年、定員を満たしている保育園の築後平均経過年数が22.63年と5年の差がある。民営保育園では、定員割れしている保育園の築後平均経過年数が31.50年、定員を満たしている保育園の築後平均経過年数が23.46年と8.04年の差がでている。

(表9-5) 16年度当初地域別待機児童年齢構成

		0才	1才	2才	3才	4才	5才	合計
中央部	定員(目安)	56	88	110	121	136	134	645
	入所児童数	32	105	108	134	118	114	611
	待機児童数	0	3	2	3	1	0	9
下知・江の口	定員(目安)	40	101	161	170	160	178	810
	入所児童数	31	117	171	169	151	171	810
	待機児童数	1	2	4	4	1	0	12

小高坂 ・旭	定員(目安)	49	141	221	281	299	261	1,252
	入所児童数	43	146	212	285	294	262	1,242
	待機児童数	0	7	5	5	1	1	19
潮江	定員(目安)	82	154	207	243	271	246	1,203
	入所児童数	59	165	221	242	274	238	1,199
	待機児童数	2	4	9	5	0	0	20
浦戸湾 東部	定員(目安)	33	98	143	189	208	216	887
	入所児童数	28	99	144	185	191	199	846
	待機児童数	2	4	3	5	0	0	14
市北部	定員(目安)	49	127	195	241	277	263	1,152
	入所児童数	46	169	244	298	323	304	1,384
	待機児童数	3	8	14	10	2	0	37
市西部	定員(目安)	59	153	221	278	309	303	1,323
	入所児童数	47	170	238	287	299	292	1,333
	待機児童数	4	13	7	10	3	3	40
市南部	定員(目安)	36	94	151	196	218	216	911
	入所児童数	27	76	136	171	183	171	764
	待機児童数	0	2	1	0	1	0	4
市東部	定員(目安)	24	60	105	152	163	172	676
	入所児童数	23	67	101	139	151	142	623
	待機児童数	1	1	4	2	0	0	8
合計	定員(目安)	428	1,016	1,514	1,871	2,041	1,989	8,859
	入所児童数	336	1,114	1,575	1,910	1,984	1,893	8,812
	待機児童数	13	44	49	44	9	4	163

待機児童数は新定義による

高知市の待機児童の年齢構成を見ても、1才から3才の待機児童数が最も多く、待機児童の解消には、低年齢児保育を推進する必要がある。

低年齢児保育には保育士の数が相当数必要であるが、高知市で行っている他の保育サービス(例えば障害児保育では、平成16年4月現在で障害児保育のために、障害児139人に対して保育士を133人割り当てている)を実施するためにも、多数の保育士が必要となっている。これに対して、平成11年度に県立の保育短大が廃校になる等、保育士の供給が減ってきており、低年齢児保育と他の保育サービスを行うためには保育士の確保が課題となっている。

第3 利害関係

包括外部監査の対象とした事件(テーマ)につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1. 保育士の計画的採用について

監査の結果でも指摘しているが、待機児童の解消が進んでいない理由のひとつに、保育士の不足があげられている。しかし、雇用条件は雇われる側からすれば、決して条件の良いとは言えない非常勤での雇用がほとんどである。

一方、これまた監査の結果で指摘しているが、保育士の年齢構成は非常にアンバランスで、近年中に大量退職の発生が予定されている。この際、大幅な保育士の不足も予想されることから、年齢構成にできるだけピークができないよう計画的採用をする必要がある。

同時に市営保育所の民営化も視野に入れた中期的計画を策定し合意を得ておくべきである。

2. 幼稚園の遊休施設の有効利用について

幼稚園と保育所とは、簡単には協調関係がとりにくい過去の経緯も理解できないわけではない。しかし、監査の結果でふれたように 保育所の新設は財政上の困難が伴うこと。 保育需要は減少基調であること。 老朽木造建物の建替えは相当の時間と資金が必要であること等から、建築資金の一部に補助金が投入されている場合の多い幼稚園舎の遊休状態となっている施設を、少ない支出で再利用することは非常に有効なことと考える。

さらにこのことは、実際上の効果もさることながら、工夫することでお金を使わなくても事業ができるといったひとつのモデルケースを提供してくれる面もあると思われる。

3. 補助金について

民間児童福祉施設特別委託金について、監査の結果でも指摘しているとおりであるが、当初とは著しく経済情勢も変化しているにもかかわらず、すでに既得権化しているきらいもある。確認事項について内容の見直しにとどまらず、その廃止をも含めた抜本的見直しをする必要を認め再度意見としてここに記載する。

4. 老朽施設について

木造の老朽保育所についての問題点は何カ所かで指摘したとおりである。これらの建物と新築保育所の建物とでは、その環境の違いのすさまじさは、このような文書では説明ができないほどに大きい。

財政的な側面の困難さは理解できないわけではないが、雨の日に飛散防止も施していないガラスが入れられた木製引戸の保育室でいなくてはいけない子ども等危険そのものの状態にあると思われる。

安全のための必要最低限の措置をとるとともに、遊休幼稚園施設の活用等で子どもたちに、快適で安全な環境を与える努力をすべきである。

以上

参考資料

市営保育所歳入歳出明細表

歳入の部	金額	1園当たり	1人当たり
負担金	(593,258,600)	(28,250,410)	(272,512)
市立保育所運営費負担金	588,876,600	28,041,743	270,499
市立保育所延長保育負担金	4,382,000	208,667	2,013
手数料	(224,700)	(10,700)	(103)
市立保育所運営手数料	224,700	10,700	103
国庫負担金	(406,323,965)	(19,348,760)	(186,644)
市立保育所運営費負担金	399,894,965	19,042,617	183,691
市立保育所施設整備費負担金	6,429,000	306,143	2,953
国庫補助金	(16,810,000)	(800,476)	(7,722)
市立保育所管理費補助金	14,285,000	680,238	6,562
市営保育所地域子育て支援センター事業費補助金	1,733,000	82,524	796
地域活動事業費補助金	792,000	37,714	364
雑入	(19,300,422)	(919,068)	(8,866)
市立保育所収入	19,300,422	919,068	8,866
計	1,035,917,687	49,329,414	475,847
歳出の部	金額	1園当たり	1人当たり
市立保育所費	(2,938,196,982)	(139,914,142)	(1,349,654)
人件費	2,582,761,714	122,988,653	1,186,386
報酬	2,317,000	110,333	1,064
報償費	1,297,854	61,803	596
旅費	1,699,120	80,910	780
需用費	278,510,245	13,262,393	127,933
消耗品費	40,874,720	1,946,415	18,776
印刷費	173,869	8,279	80
電気料	21,346,273	1,016,489	9,805
水道料	30,402,255	1,447,726	13,965
その他の光熱水費	3,096,406	147,448	1,422
燃料費	3,654,647	174,031	1,679
修繕費	6,572,189	312,961	3,019
土木修繕費	3,706,815	176,515	1,703
建物修繕費	5,679,398	270,448	2,609
機械等修繕費	5,634,313	268,301	2,588
賄材料費	157,369,360	7,493,779	72,287
役務費	12,331,606	587,219	5,664
委託料	21,909,920	1,043,330	10,064
使用料及び賃借料	7,871,606	374,838	3,616
工事請負費	17,651,550	840,550	8,108
備品購入費	11,187,816	532,753	5,139
負担金補助及び交付金	658,551	31,360	303
計	2,938,196,982	139,914,142	1,349,654
差引	-1,902,279,295	-90,584,728	-873,807

へき地保育所は除く

民営保育所歳入歳出明細表

歳入の部	金額	1園当たり	1人当たり
負担金	(1,775,922,423)	(30,619,352)	(270,720)
民間保育所運営費負担金	1,775,922,423	30,619,352	270,720
民間保育所延長保育負担金	0	0	0
手数料	(522,600)	(9,010)	(80)
民間保育所運営手数料	522,600	9,010	80
国庫負担金	(1,524,000,000)	(26,275,862)	(232,317)
民間保育所保育委託費負担金	1,524,000,000	26,275,862	232,317
国庫補助金	(88,097,000)	(1,518,914)	(13,429)
民間保育所地域活動事業費補助金	3,847,000	66,328	586
民間保育所産休等代替職員雇用事業費補助金	3,259,000	56,190	497
民営保育所延長保育促進事業費補助金	45,342,000	781,759	6,912
民営保育所乳児保育促進事業費補助金	4,603,000	79,362	702
民営保育所一時保育促進事業費補助金	4,344,000	74,897	662
民営保育所地域子育て支援センター事業費補助金	1,733,000	29,879	264
鴨田保育園改築事業費補助金	24,969,000	430,500	3,806
計	3,388,542,023	58,423,138	516,546
歳出の部	金額	1園当たり	1人当たり
民間保育所費	(841,067,173)	(14,501,158)	(128,211)
負担金補助及び交付金	841,067,173	14,501,158	128,211
児童措置費	(5,031,393,230)	(86,748,159)	(766,981)
委託料	5,031,393,230	86,748,159	766,981
計	5,872,460,403	101,249,317	895,192
差引	-2,483,918,380	-42,826,179	-378,646

市営保育所の保育所別の人件費基礎データ

保育所名	園児数	職員数	人件費	職員一人当たり人件費	園児一人当たり人件費	平均年齢
たかしろ	48	23	125,490,981	5,456,130	2,614,395	47
田淵	92	26	105,331,845	4,051,225	1,144,911	45
下知	81	19	89,910,953	4,732,155	1,110,012	46
ちより	110	36	131,354,516	3,648,737	1,194,132	41
小高坂	122	31	104,180,141	3,360,650	853,936	41
宮前	45	17	87,539,939	5,149,408	1,945,332	46
旭	140	31	133,053,484	4,292,048	950,382	46
石立	134	39	158,140,437	4,054,883	1,180,153	41
河の瀬	82	24	113,495,371	4,728,974	1,384,090	41
種崎西	39	14	63,143,355	4,510,240	1,619,060	49
一宮	99	32	141,269,303	4,414,666	1,426,963	44
秦中央	121	33	133,464,020	4,044,364	1,103,008	42
朝倉	103	26	129,570,297	4,983,473	1,257,964	43

保育所名	園児数	職員数	人件費	職員一人当たり人件費	園児一人当たり人件費	平均年齢
若葉	183	47	208,519,160	4,436,578	1,139,449	41
神田みどり	93	25	108,257,386	4,330,295	1,164,058	39
長浜	94	23	120,886,416	5,255,931	1,286,026	46
南海	47	14	81,229,219	5,802,087	1,728,281	48
大津	138	29	118,530,167	4,087,247	858,914	45
中野	181	51	180,324,022	3,535,765	996,265	43
愛善	153	37	143,733,678	3,884,694	939,436	44
介良西部	72	18	100,225,827	5,568,102	1,392,025	47
計	2,177	595	2,577,650,517	4,332,186	1,184,038	43.5

民営保育所の保育所別の人件費基礎データ

保育所名	園児数	職員数	人件費	職員一人当たり人件費	園児一人当たり人件費	平均年齢
上街	135	30	99,966,493	3,332,216	740,493	42
丸の内	104	26	82,434,607	3,170,562	792,640	40
こうちまち	129	24	73,038,633	3,043,276	566,191	32
南街	85	19	72,586,454	3,820,340	853,958	40
常盤	91	17	71,215,310	4,189,136	782,586	42
聖園マリア	77	31	108,563,571	3,502,051	1,409,917	43
江ノ口	163	28	89,861,211	3,209,329	551,296	39
江の口東	125	23	72,960,411	3,172,192	583,683	46
江陽	129	24	79,687,644	3,320,319	617,734	44
小高坂双葉園	109	26	97,204,122	3,738,620	891,781	40
愛育会	174	27	119,768,719	4,435,878	688,326	42
ポッポ	92	19	78,571,369	4,135,335	854,037	52
福井	163	29	84,403,133	2,910,453	517,811	35
塚の原	135	24	76,225,737	3,176,072	564,635	40
旭ヶ丘	96	23	59,917,845	2,605,124	624,144	-
潮江双葉園	180	38	134,240,215	3,532,637	745,779	41
潮江第二双葉園	149	29	107,642,745	3,711,819	722,435	41
高知愛児園	100	21	72,290,769	3,442,418	722,908	36
港孕	167	36	121,287,367	3,369,094	726,272	39
筆山	146	25	70,426,573	2,817,063	482,374	30
城南	71	14	55,997,270	3,999,805	788,694	43
ふくし園	151	35	117,214,465	3,348,985	776,255	42
のぞみ	65	29	97,028,429	3,345,808	1,492,745	42
城山	58	11	41,277,390	3,752,490	711,679	-
三里	95	19	76,673,736	4,035,460	807,092	39
種崎	52	10	47,920,907	4,792,091	921,556	42
十津	122	16	65,605,824	4,100,364	537,753	47
五台山	87	15	62,519,000	4,167,933	718,609	-

保育所名	園児数	職員数	人件費	職員一人当たり人件費	園児一人当たり人件費	平均年齢
五台山吸江	49	12	44,185,000	3,682,083	901,735	-
高須	149	22	105,547,846	4,797,629	708,375	46
新木	159	37	107,753,433	2,912,255	677,695	-
布師田	89	17	65,493,403	3,852,553	735,881	44
あざみの	187	32	112,958,385	3,529,950	604,056	44
あゆみ	103	23	82,617,415	3,592,062	802,111	50
ひなぎく	103	24	86,410,745	3,600,448	838,939	45
あおい	94	16	61,338,051	3,833,628	652,532	-
東山	90	15	61,981,755	4,132,117	688,686	-
東秦泉寺	99	21	72,069,144	3,431,864	727,971	34
いづみ	98	22	63,612,344	2,891,470	649,106	38
まるばし	98	16	61,516,135	3,844,758	627,716	43
初月	136	20	68,728,050	3,436,403	505,353	38
一ツ橋	99	20	71,582,991	3,579,150	723,061	48
朝倉中央	138	24	92,788,923	3,866,205	672,384	40
朝倉木の丸	99	23	71,491,007	3,108,305	722,131	42
針木	126	24	81,457,527	3,394,064	646,488	42
朝倉くすのき	91	22	84,334,722	3,833,396	926,755	45
鴨田	151	24	86,945,948	3,622,748	575,801	45
神田	153	30	104,095,038	3,469,835	680,360	38
鴨部わかば	99	22	65,781,374	2,990,062	664,458	-
鏡川	93	19	63,212,317	3,326,964	679,702	-
おさなごの園	115	23	81,901,682	3,560,943	712,189	41
瀬戸	84	14	49,020,574	3,501,470	583,578	-
横浜	99	16	68,469,833	4,279,365	691,614	38
瀬戸東	119	19	73,470,185	3,866,852	617,397	45
横浜新町	157	24	108,797,809	4,533,242	692,980	39
あらか	23	5	17,474,614	3,494,923	759,766	-
浦戸	45	11	35,293,570	3,208,506	784,302	33
大津東	89	16	54,279,440	3,392,465	609,881	-
計	6,484	1,281	4,541,139,209	3,544,995	700,361	41.2

旧基準に従って計算書類を作成している法人の貸借対照表

単位：円

資産の部	金額	負債・純資産の部	金額
流動資産	577,308,885	流動負債	73,929,253
現金預金	561,058,515	未払金	53,123,061
現金	697,287	預り金	20,806,192
当座預金	4,095,981	固定負債	99,710,400
普通預金	504,340,717	設備資金借入金	99,710,400
定期預金	51,924,530	引当金	465,241,988
未収金	7,536,633	人件費引当金	111,266,220
立替金	0	修繕引当金	259,015,773
その他の流動資産	8,713,737	備品等購入引当金	94,959,995
固定資産	3,066,268,228	負債の部合計	638,881,641
建物	1,302,235,306	基金	2,574,407,426
土地	506,152,769	基本財産基金	1,812,148,808
構築物	0	運用財産基金	745,364,973
器具及び備品	577,382,845	共済財団退職手当基金	16,893,645
権利	189,942	積立金	-92,209,650
保育所施設・設備積立預金	4,886,323	人件費積立金	0
定期預金	45,700,000	修繕積立金	0
共済財団退職共済手当預 け金	35,773,814	備品等購入積立金	0
その他の固定資産	593,947,229	保育所施設・設備整備積立 金	2,500,750
		固定負債積立金	-99,710,400
		その他の積立金	5,000,000
		繰越金	522,497,696
		前期繰越金	486,572,771
		当期繰越金	35,924,925
		純資産の部合計	3,004,695,472
合計	3,643,577,113	合計	3,643,577,113

新基準に従って計算書類を作成している法人の貸借対照表

単位：円

資産の部	金額	負債・純資産の部	金額
流動資産	625,679,660	流動負債	100,859,149
現金預金	613,414,803	未払金	81,070,465
現金	339,658	預り金	12,874,684
普通預金	386,271,629	仮受金	24,000
定期預金	226,803,516	その他流動負債	6,890,000
未収金	11,784,608	固定負債	392,504,698
立替金	4,000	設備資金借入金	246,741,300
その他の流動資産	476,249	共済財団退職給付引当金	145,093,461
固定資産	2,482,327,762	経理区分付替勘定	669,937
基本財産	1,673,106,989	負債の部合計	493,363,847
建物	1,525,268,631	基本金	487,870,255
土地	134,638,358	1号基本金	271,921,364
基本財産特定預金	13,200,000	2号基本金	4,082,280
その他の固定資産	809,220,773	3号基本金	210,866,611
建物	40,462,548	4号基本金	1,000,000
構築物	89,549,488	国庫補助金等特別積立金	1,047,760,879
車輛運搬具	3,112,538	その他の積立金	301,592,623
機械及び装置	7,781,251	人件費積立金	79,866,176
器具及び備品	184,465,803	修繕積立金	108,566,444
土地	11,445,400	備品等購入積立金	58,060,003
建設仮勘定	24,971,920	保育所施設・設備整備積立金	54,100,000
権利	330,000	特定積立金	1,000,000
保育所繰越積立預金	246,492,623	次期繰越活動収支差額	777,419,818
人件費積立預金	79,866,176	うち当期活動収支差額	18,767,975
修繕積立預金	108,566,444		
備品等購入積立預金	58,060,003		
保育所施設・設備積立預金	54,100,000		
特定積立預金	1,000,000		
共済財団退職共済手当	145,093,461		
預け金			
その他の固定資産	415,741	純資産の部合計	2,614,643,575
合計	3,108,007,422	合計	3,108,007,422